戦争責任から国際平和へ

カナダおよび日本の視点から」

SYMPOSIUM: FROM WAR RESPONSIBILITY TOWARD INTERNATIONAL PEACE

新潟大学法学部国際交流委員会カナダ担当 成

監修

嶋

隆

はじめ

学部・成嶋隆教授による報告を受けた。続く第二部では、報告にもとづく討論を行った。総合司会は新潟大学法学 氏をゲスト・スピーカーとして招聘した。シンポジウム第一部「テーマ報告」では、右記三氏のほか、新潟大学法 よりジョージ・アレクサンドロヴィッツ(George Alexandrowicz)教授そして大阪大学法学部より黒澤満教授の三 学法学部が実施した特殊講義「日加比較法政96」の一環として開催されたものである。本シンポジウムには、カナ 部・羽貝正美教授、 ダ・アルバータ大学法学部よりジェラルド・L・ゴール(Gerald L. Gall)教授、カナダ・クイーンズ大学法学部 の記録である。このシンポジウムは、カナダ政府の「カナダ研究開発助成金」(CSDP)の交付を受けて新潟大 以下に掲載するのは、一九九六年七月五日に新潟大学法学部・同法学会の主催により行われた標記シンポジウム 第二部の通訳は新潟大学大学院現代社会文化研究科院生・ダグラス・ピーターソン(Douglas

Peterson) 氏が受け持った。

つさせていただきます。

本日はシンポジウムにご参加いただきまして、ありがとうございます。学部長所用のため、私が代わってあいさ

主催者あいさつ

西

新潟大学法学部評議員 埜

という翻訳書を出版しております。これは、ドイツの一般市民が提案した統一ドイツの憲法草案の翻訳ですが、そ て、二つの話をしたいと思います。その一つは、最近、私の大学院時代の指導教授が三省堂から『2世紀の憲法』 を担当されました本学の成嶋教授をはじめとする事務局の方々のご尽力に対しまして、感謝申し上げます。 教授には、ご多用のところ快く報告を引き受けてくださいまして、ありがとうございます。さらに、今回の企画等 す。また本日の通訳を担当してくださいますダグラス・ピーターソンさんにも御礼申し上げます。大阪大学の黒澤 教授には、たいへんお疲れのところ、本日のシンポジウムでご報告していただきますことに、厚く御礼申し上げま 最初に、アルバータ大学のジェラルド・L・ゴール教授、クイーンズ大学のジョージ・アレクサンドロヴィッツ 本日のシンポジウムのテーマは「戦争責任から国際平和へ」となっております。このテーマに関連しまし

これを読みまして、ドイツの一般市民が現在においてもいかに深く戦争責任を感じているかということについて認 のですが、推理小説のなかにこういうふうに書いてあったものですから、非常に新鮮な感動を受けたことを覚えて 「戦争責任は、 である」というふうに感じている者が少なくないのではないかと思います。先日、内田康夫の推理小説で『鬼首殺 代のなかには、「戦争責任は祖父母や親の世代が負うべきものであって、子どもの代につけを回されたのでは迷惑 識を新たにいたしました。もう一つは、今日も学生諸君がけっこう参加していますが、学生をはじめとする若い世 の暴力による支配の犠牲者たちに対して負う責任を心に深く刻みながら、この憲法を制定した」と規定しています。 の憲法草案の前文において「ドイツの過去に対して負う責任と将来の世代への責任とを自覚し、とりわけ、ドイツ 人事件』というのがありまして、それを読んでおりましたところ、その一節にこういうふうに書いてありました。 親の代はもちろんのこと、子の代も孫の代も負わなければならない。」言ってみれば、当然のことな

ムによって少しでも問題解決に向かって前進することを祈念しまして、あいさつに代えさせていただきます。 争責任の問題が適切に解決されなければ、真の意味での国際平和は望むべくもないと思います。本日のシンポジウ を見ておりますと、どうもいくらか下火になっているのではないかという感が否めません。しかし、戦後補償や戦 戦後補償や戦争責任をめぐる議論は、数年前までは非常ににぎやかになされておりましたけれども、 最近の傾向

おります。

第

部

カナダ法と戦争

序

論

カナダは比較的若い国である。一八六七年の創立以来一二九年間に、カナダは五回にわたって戦争に参加した。

報告 部 カナダ法と戦争

カナダにおける過去の過ちに対する償い

アルバータ大学法学部

ジェラルド・L・ゴール

それぞれの場合において、カナダが参戦するについての法的根拠は異なっている。

とは別物である。この報告では、後者の問題〔=戦争に関するカナダの国内法制〕を検討課題とする。 ジュネーブ協定などである。しかし、これらの国際的な義務は、戦争に関するカナダ国内の法的ないし憲法的根拠 自衛権に関する国連憲章五一条、集団的安全保障措置に関する国連安全保障理事会の諸決議、交戦法規についての もちろんカナダは、次のような戦争に関する国際法規に服さねばならない。すなわち、一九〇七年のハーグ条約、

カナダが行政命令(内閣令)により戦争を宣言する場合、その戦争宣言ないし宣戦布告の法的根拠は何か。

カナダが戦争に参加した五つのケースに関連して、検討されねばならない三つの論点がある。それらは次のとお

- 実践や慣習をさす。そのような慣習上の規範は、裁判規範とはならないものの、もし裁判所がこれに従わない場合 そのような宣言がなされる場合、議会の承認が必要であるとの政治的慣習(political convention)があるか。 政治的慣習とは、長い時間をかけて継続的に用いられることにより、一つの規範として具体化される
- 戦争の宣言についての議会の承認ということに関して、このような政治的慣習があるか否かが問題となる。 「首相」「内閣」「政党」といった文言はないが、これらは政治的慣習上の概念として確立している。いずれにせよ、 は、政治的な影響をもたらすことになる。カナダ憲法の多くは政治的慣習にもとづいている。例えば、憲法典には
- 戦争によりもたらされる国内の緊急事態 カナダはいかなる対応をしてきたか。 ―戦争中の緊急事態のみならず戦争後も継続する緊急事態を含む

以下、 カナダが戦争に関与した五つのケースに即して、これらの論点を検討してみる。

一ボーア戦争

であった。したがってこのときは、上述の三つの問題のいずれも論議されなかった。 War)に参加した。カナダがこの戦争に参加した法的な根拠は、カナダがイギリス帝国の構成国だからというもの 一八九九年から一九○七年にかけて、およそ七、四○○人のカナダ人が南アフリカで起きたボーア戦争

三 第一次世界大戦

ときも、 ことに注意すべきである。 ったようである。ただし、議会の承認が求められたものの、それが得られたのは宣言がなされた後であったという ように思われる。 議会の承認の問題については、当時、戦争宣言には議会の承認が必要であるという政治的慣習が形成されつつあ 九一四年、 戦争宣言についての法的根拠の問題は提起されなかったが、それはボーア戦争のときと同じ論理であった カナダは、戦争を宣言する行政命令により、イギリスと同じ日に第一次世界大戦に参加した。この 時の首相が、「イギリスが戦争をするときは、カナダも戦争をする」と述べているからである。

緊急事態への対処の問題については、連邦議会は戦時措置法 (War Measures Act)を一九一七年に制定した。

and Good Government of Canada")〔=一八六七年憲法法九一条の規定〕のために法律を制定する一般的な権限が 限により、 うるのは、 限を行使しうる場合を限定している。そのうちの一つが、緊急事態である。裁判所によれば、緊急事態とみなされ その法律は州の管轄する立法領域を侵犯することもできるということを、カナダの裁判所は認めてきた。つまりそ である。連邦議会に付与された立法権限のうちの一つに、「治安、秩序およびカナダのよき統治」("Peace, Order Act of 1867)と改称されている――の大きな特徴は、立法権を連邦議会と州の立法府との間で配分していること の法律は、通常は州の立法管轄に属する事項を定めることができるのである。裁判所は、連邦議会がこの一般的権 ある。しかも、この「治安、秩序およびカナダのよき統治」の規定にもとづいて連邦議会が法律を制定する場合、 カナダ憲法——一八六七年の英領北アメリカ法 (British North America Act)、現在は一八六七年憲法法 (Constitution して、第二次世界大戦中の日系カナダ人に対する抑留、財産没収、強制退去の根拠となったのもこの法律である。 連邦議会は戦時措置法を制定したのである。同法は、行政府に対してきわめて広範な権限を与えた。そ 戦時におけるそれのみならず、戦争後も継続する事態をも含むとされている。こうして、この一般的権

なされるカナダの戦争宣言に関して意味をもつことになる。 の国家としての独自性、イギリスからの独立性を今まで以上に認めるものであった。このことが、およそ八年後に 一九三一年、イギリス議会はウエストミンスター法(Statute of Westminster)を制定した。この法律は、

この点は、本報告の第二部で論ずる。

あてた令状である。この一九四七年勅許状に特記されていなかった国王大権事項が一つだけあった。戦争と講和を

四 第二次世界大戦

てい 別の権利、 「君主には、 「国王大権」とは、 ダの戦争宣言の法的根拠として、 大権は、 にも付与されていた。総督はこれを内閣の助言にもとづいて行使することになっていた。一九四七年以降は、 む対外的事項の処理は、カナダではいぜんとして国王大権に属する。」もっとも、国王大権は、 の残滓」と定義されるものである。チェフィンズ(Cheffins)教授は、「国王大権」について次のように述べている。 い。そこで、 は違って イギリスは一九三九年一二月三日にドイツに対して宣戦布告をした。しかしカナダは、 ない。 ウエストミンスター法の規定や、カナダがイギリスとは違う日に戦争を宣言したという事実からすれば、 一週間後に、 九四七年の勅許状 一九四七年以前は、 特権ないし権限の名残である。」ホッグ教授は、また次のようにも言う。「条約の締結や戦争の宣言を含 一連の権限と権利が与えられている。この国王大権とは、要するに、有史以来、 カナダの戦争宣言の法的根拠は「国王大権」(Crown prerogative) ホッグ 独自にドイツに対する宣戦布告を行った。では、この戦争宣言の法的根拠は何であったの (Hogg)(Letters Patent) 大英帝国のすべての国王大権が、カナダにおいて〔イギリス〕国王を代表する総督 カナダがイギリス帝国の一員であるということを援用することはもはやできな 教授によれば、「いかなる時においても国王の手中に留保された裁量的な権限 に特記された。 勅許状とは、 イギリス本国政府からカナダ総督に であるという見方が登場した。 第一次世界大戦のときと 君主に留保された特 通常は成文化され 国王 カナ

宣言する権限である。にもかかわらず、この権限はカナダにおいては引き続き国王大権の一部とされている。した

がって、第二次世界大戦中にカナダが行った戦争宣言の法的な根拠は、国王大権だということになる。

「すべて同じ戦争の一部」であるから、〔個別的な〕宣言は必要ないと考えたのである。 宣戦布告をしたときは、議会の承認はいっさい求められなかった。キング首相は、〔これらの国に対する戦争は〕 的慣習になったことを意味する。〔しかし〕カナダが日本、ハンガリー、ルーマニアおよびフィンランドに対して 承認がなされたばかりでなく、その承認が戦争宣言の発せられる前になされたのである。このことは、戦争宣言に ついて議会の承認が必要であるとともに、その承認は宣言に先んじて得られなければならないということが、政治 たちで形成されたようである。一九三九年のドイツ、および一九四〇年のイタリアへの宣戦布告に際して、 第二の問題、 つまり戦争宣言に対する議会の承認の必要性ということについては、政治的慣習がより発展したか

た。ただし同法は一九四七年までしか施行されなかった。 急事態に対処するための法律として、臨時国家緊急権法(National Emergency Transitional Powers Act)を制定し 同法は、日系カナダ人に対する苛酷で不当な待遇を正当化するためにも用いられた。戦争後、連邦議会は戦後の緊 戦時措置法は、戦時における緊急事態に対処するものとして、第二次世界大戦中も効力を維持した。

金を供給することを承認したのである。

五朝鮮戦争

Act の改正法)および国防費に関する法律(Defence Appropriations Act)を制定し、カナダの戦争参加のための資 接的なかたちで議会の承認がなされた。連邦議会が、カナダ軍隊法(Armed Forces Act=国防法 National Defence たくなされなかった。カナダの参戦が国連行動の一環とされたからである。とはいえ、〔この参戦については〕 次にカナダが紛争に参加したのは、一九五〇年の朝鮮戦争(Korean War)である。このときは、戦争宣言はまっ 間

六 湾 岸 戦

争

U. N.-authorized Persian Gulf coalition) 〔=いわゆる「多国籍軍」〕 よる間接的な承認が、戦費調達のための立法措置によりなされた。 九九〇年、 カナダはまた戦争に参加した。 国連の承認を受けたかたちでペルシャ湾に展開された連合軍 に加わったのである。このときもまた、議会に

最後の二つの場合、 戦争の宣言ということがなかったことから、二次的な政治的慣習が問題となっているようで

る議会の間接的な承認がなければならないという政治的慣習である。 ある。宣言のあるなしにかかわらず、カナダ軍が外国と戦争を行うためには、戦費調達のための立法措置などによ

七有事法制

事態法(Emergencies Act)にとって代わられた。 見直すべきだとの世論が起こった。同時に、第二次世界大戦中に同法が日系カナダ人を苛酷に待遇するために使わ れたことも、国民に広く知られるようになってきた。その結果、戦時措置法は一九八八年に廃止され、新しい緊急 カナダ閣僚の殺害に対して戦時措置法が適用され、四〇〇人以上が逮捕・勾留された事件――の後、戦時措置法を 九七〇年のFLQ事件——ケベック解放戦線(Front de Libération de Québec)によるイギリス外交官の誘拐、

national Covenant on Civil and Political Rights) 〔=国際人権B規約〕、「カナダ権利章典」(Canadian Bill of Rights) 〔二つの法律には〕違いが一つある。緊急事態法の前文——前文は、カナダ法例(Canada's Interpretation Act)に び戦争状態――に対処するためのものである。戦時措置法と同様、執行府に広範な緊急権が与えられたが、しかし 〔一九六〇年制定〕 そして最も重要なものとして「カナダ権利自由憲章」(Canadian Charter of Rights and Freedoms) より法規の一部としての効力をもつ――には、同法が、「市民的および政治的権利に関する国際規約」(Inter-緊急事態法は、 四種の緊急事態――公共の福祉への緊急事態、公共の秩序への緊急事態、国際的な緊急事態およ

の場合は、 権利を侵害または否認された者は何人も、裁判所に適正な救済を求めることができる旨を定めている。 の諸規定に服することが規定されているのである。一九八二年以来、カナダ憲法の一部となっている「憲章」は、 同法により不利な扱いを受けても、このような権利は保障されていなかった。 戦時措置法

八小

括

① 戦争宣言の法的根拠は「国王大権」である。以上述べてきたことをまとめると、次のようになる。

の間接的な承認が必要であるということである。 ないということ。もう一つは、 2 政治的慣習に関しては、二つのものがある。一つは、戦争宣言に際しては事前に議会の承認がなければなら 宣言があるなしにかかわらず、戦費支出の立法措置を講ずるというかたちでの議会

緊急事態への対処については、現行の緊急事態法は「カナダ権利自由憲章」に服さねばならない。

3

第二部 カナダにおける過去の過ちに対する償い

序

論

置法を制定したのは、このためである。同法は、一九八八年に緊急事態法により最終的にとって代わられた。 が終わった後でも継続している戦争状態(たとえば、パルプ・紙の不足)に関する事項である。連邦議会が戦時措 にあてはまるのは、いくつかの事項だけであるとしてきた。一つは、戦争に関する事項、もう一つは、実際に戦争 場合には、それは州の立法管轄を侵犯することができる。裁判所は、「治安、秩序およびカナダのよき統治」条項 序およびカナダのよき統治」条項(一八六七年憲法法九一条本文の規定にある文言)にもとづいて法律を制定した 同法は、一九一七年に、「治安、秩序およびカナダのよき統治」のための立法を行う連邦議会の権限にもとづいて 制定された。前述のように、立法権は連邦議会と州議会との間で配分されている。しかし、連邦議会が「治安、秩 すでに述べたように、戦争状態に対処するための命令を発する権限を内閣に認めているのは戦時措置法である。

発する権限を政府に認めたのである。 とを認めている。この法律が、第二次世界大戦中、日系カナダ人の国外追放、抑留そして財産没収に関する命令を 戦時措置法の内容は広範囲であり、戦時における緊急事態に対処するためにあらゆる種類の行政命令を発するこ

戦時中、およそ二万一千人の日系カナダ人が強制収容所に抑留され、財産を没収され、さらに戦争後ただちに日

(Bird Commission)

の調査結果は、

日系カナダ人たちをひどく失望させた。

たらす「敵性外国人」(Enemy Aliens) である、というのがその正当化理由であった。しかし、 環境での生活を余儀なくされた。 本へ強制送還された。莫大な財産的損害が生じ、日本人コミュニティは平穏な生活を奪われて強制収容所の劣悪な の多くはカナダ国民であり、彼らが敵性外国人であろうはずがないという事実を、 カナダが日本と戦争をしているなかで、これらの人々は他のカナダ人に危険をも 連邦政府は見落としていた。 強制収容された人々

補 償 間

題

(-)日系 カナダ人

戦争が終わった後、

日系カナダ人グループは一九四八年に補償要求運動を開始した。それは、カナダ政府の公式

nese Canadian Citizens' Association) が創設され、 の謝罪と、 することを提案した王立委員会を通して、〔政府に〕補償を迫ることにおいた。しかし、その「バード委員会」 戦時中の不当で苛酷な処遇に対する補償を求めるものである。「全カナダ日系人協会」(National Japa 同協会は当面の目標を、 損失状況を調査するために政府が設置 委員会の調査項目は極端に限定されて

おり、 財産に関係する損失のみが調査されたにすぎなかったからである。

一九七〇年代には、三〇年間も公表が禁止されていた第二次世界大戦関係の文書が解禁され、 研究者たちは大戦

そして強制収容所は、「日本人問題」をどう扱うかについて、ブリティッシュ・コロンビア州の人種差別主義的な 時における政府の行動について再評価する作業を開始することができるようになった。〔そうした研究の結果得ら れた〕新しい証拠により、〔日系人を強制隔離する必要があるほどの〕国家の安全への脅威は存在しなかったこと、

人々の強硬な主張に対処するためにとられた一つの政治的手段であった、ということが明らかとなった。

月二二日、〔当時の首相であった〕ブライアン・マルローニ(Brian Mulroney)は日系カナダ人に対して公式の謝 補償を求める闘いは、七〇年代、八〇年代を通して、最終的な解決が得られるまで続いた。そして一九八八年九

罪を表明し、金銭による補償を約束した。

戦争補償を求めるその他のグループ

カナダには、日系人以外にも戦争犠牲に対する補償を求めるグループがある。

移民であるという理由からである。彼らは一九一四年から一九二〇年まで、二四の仮設収容所に収容された。これ 一次世界大戦中、約八千人のウクライナ系カナダ人が強制収容所に抑留された。彼らがドイツの同盟国からの

に加えて、およそ八万人のウクライナ人がカナダ政府から「敵性外国人」と認定された。彼らは自由を奪われ、地

方自治体に定期的に登録しなければならないこととなった。

そのほか、大戦中の処遇に関してインド系カナダ人が補償を求めており、ユダヤ系カナダ人も、ナチス・ドイツに 第二次世界大戦時には、ドイツ系カナダ人およびイタリア系カナダ人などが、日系人と同様、 強制収容された。

についてカナダ政府は補償責任があると主張している。 よる迫害にもかかわらずカナダがユダヤ人を難民と認定しなかったことについて異議を申し立てている。 大戦中、 香港に派兵されて捕虜となったカナダ軍人が、勝利の見込みのない戦場に兵士を送ったこと

三 戦争以外の被害に対する補償の問題

住民 なかでもすさまじかったのは、インディアンから先祖伝来の土地を取り上げたことである。 右にあげた戦争被害に対する補償のほかに、 (Aboriginal Canadians)のケースである。これはカナダが自国民に対して不当な処遇をした最初の例である。 戦争以外の被害に対して補償を求める動きもある。まず、 カナダ先

中国系移民に対して人頭税(Head Tax)を課すことが国会で定められた。 次に、中国系カナダ人に対する処遇の問題がある。一八八五年から一九二三年の間、 税額は最初は五〇ドルだったが、 カナダに移住するすべての

Exclusion Act) 今でいうと、約一兆ドルに匹敵する額である。また一九二三年から一九四七年にかけて、 が施行され、中国からの移民が全面的に禁止された。この法律の影響にはすさまじいものがあり、 中国人排斥法(Chinese

○三年には五○○ドルに達した。〔この人頭税の徴収により〕およそ二千三百万ドルの税収が政府にもたらされた。

きわめて多くの中国人が、まだカナダに移住していない〔本国にいる〕家族と引き裂かれることとなった。

は、 医事法の分野では、 汚染血液によるHIV感染者(HIV victims)からの補償要求の動きがある。このケースでは、 サリドマイド禍被害者(Thalidomide victims) からの補償要求がなされている。 血液製剤を検 また現在で

した。モントリオールのアレン記念研究所(Allen Memorial Institute)で起きた事件では、LSD検査による被害 査する方法をカナダで確立するのが合衆国より数カ月も遅れ、この間に、およそ二千人のカナダ人がHIVに感染

寮付き学校において虐待を受けた先住民の子どもに対する補償問題もある。政府施設において児童虐待の被害者

とされたからである。

者が出ており、これも補償を求めている。

スにおいては、誤判と不当収監につき州政府による補償がなされた。 ミルガード(Milgard)事件およびモラン(Morin)事件という三つの事件が想起される。これらのうち二つのケー 誤って有罪判決を受け、長い間監獄に収容されていた人々からの補償要求もある。マーシャル(Marshal)

四 日系カナダに対する補償の理由

すべてのケースについて、政府は「NO」と言っている。とりわけ、一九九三年、政府は六つの人種グループ(ユ 言明している。 ダヤ系・ドイツ系・イタリア系・インド系・ウクライナ系・中国系)に対して、「補償はしないと決定された」と 戦時における犠牲については、ただ一つのグループのみが補償を得た。それは日系カナダ人である。それ以外の

以上みてきたさまざまな補償問題のなかで、だれが補償を得ることができたか、そしてそれはなぜなのか。

日系人に対する補償は、一九八八年に「全カナダ日系人協会」とカナダ政府との間で締結された補償協定に定め

定のうち、いまだ実現していない部分となっている。

規模も、

日系人の場合は他のグループよりも大きかった。

たが、現在のところ設立のための立法措置がとられた以外は何も具体化されていない。 の創設資金として二千四百万ドルを支払うことも定められた。この財団は一九九五年に設立されることになってい うことを約束した。そして第三に、カナダ政府が「カナダ人種関係財団」(Canadian Race Relations Foundation) 償金を受け取った。第二に、カナダ政府は日系人コミュニティの再建のための援助金として一千二百万ドルを支払 万一千ドルの補償金を支払うこと。これにより、協定の有効期間である四年間に、およそ一万七千人の日系人が補 られている。その内容は、第一に、 強制収容され財産を没収されたすべての日系人とその子どもに、一人あたり二 財団問題は、 一九八八年協

ものではない」との見解であったこと、また「日系人の抑留、財産没収および強制追放の真の理由は、 査したところ、 これについて私は、 「なぜ日系カナダ人のみが唯一、戦争犠牲について補償を受けることができたのか」ということが問われている。 前述のように戦後三〇年を経て戦時中の政府文書が公表されたが、これを「全カナダ日系人協会」が調 戦時中、 五つの理由があると思う。 連邦警察も軍部も「西海岸の日系カナダ人は、 国家の安全に対して何らの脅威をもたらす ブリティッ

そ二万一千人が強制収容されたが、ドイツ系とイタリア系は両方合わせても五千ないし六千人であった。財産没収 第二に、日系人の被った被害の規模が、 他のグループのそれをはるかに上回っていたことである。 日系人はおよ

シュ・コロンビア州の一部政治家の人種差別主義にあった」ということが暴露されたからである。

アメリカ合衆国において同じような補償要求の運動があり、 カナダと同じ一九八八年にアメリカ政府と

償額は二万ドルであったから、数字的にもかなり近いものであった。このアメリカでの動きがカナダに影響を及ぼ 日系アメリカ人団体との間で補償協定が成立したことである。合衆国の場合、被収容者はおよそ八万人で、 個人補

したことが一つの要因である。 第四に、一九八二年に法的な枠組が変わったことである。この年、カナダ憲法に「カナダ権利自由憲章」 が組み

込まれたが、これが補償問題に有利な法的環境をもたらしたと考えられる。 第五に、「全カナダ日系人協会」による効果的なロビー活動があった。とくにリーダー格のアート・ミキ

Miki)氏の果たした役割が大きかったようである。

五 非戦争被害に対する補償

政府の過誤による被害で、戦争被害以外のものについて補償がなされた例がいくつかある。

ざまな勧告を行っており、先住民と非先住民との関係が改善されてきている。 う委員会の結論を待っているところである。また州レベルにおいてだが、誤って有罪判決を受け不当に収監された 者が補償を得ている。 は補償を認められたが、その他の被害者は認められていない。未認定患者たちは現在、 (Royal Commission on Aboriginal Peoples) が、先住民の自決権の承認、先住民独自の裁判制度の創設など、さま まずサリドマイド禍の被害者が、補償を受けている。汚染血液によるHIV感染被害については、 前述した先住民の土地問題については、連邦政府が設置した「王立先住民問題委員会」 政府に対して補償勧告を行 一部の被害者 び将来の世代に伝えようとしているのである。

(六) カナダ政府の基本的姿勢

カナダ政府は補償問題を扱う「補償局」を設置した。その顧問役を務めているある法律家の話によれば、問題を処 以上みてきたように、 政府の過去の過ちに対するさまざまな補償要求がなされているが、これに対処するために、

理する必要から、 現在同局では補償のガイドラインを策定中とのことである。

ことになる。しかし政府も、いくつかのケースでは、被害について償うべき道義的責任を感じている。 と言っているのである。したがって、日系カナダ人が一九八八年に補償を受けたのも、恩恵としてのものだという ている。歴代政府は、「補償を行う法的な義務は政府にはない。補償は、善意にもとづく恩恵的な性質のものである」 政府は、償

これまで補償がなされた事例について、カナダ政府は、これらはいずれも権利としてなされたものではないとし

うことをもって「過去の行為は誤りであり、それは再び繰り返されてはならない」というメッセージを、 翻訳 成 嶋 現在およ 隆

(本文中の〔 〕内注記は訳者による)

新潟大学法学部

成

嶋

隆

「戦争責任」の諸側面

業はいぜんとして終わっていない。他方、いまだに戦争の傷を癒やされず、苦悩を強いられている多くの人々がい 本報告は、かかる問題意識のもとに、日本における戦争責任・戦争補償の問題を考察することを課題とする。 いての「責任」の所在を明確にし、その「責任」の果たしかた(戦争補償)の筋道を明らかにすることであろう。 く諸課題を果たすことが、いま求められている。その総括の作業のなかで、おそらく最も重要なものが、戦争につ る。二一世紀に向けて、地球規模の良好な社会関係を築くうえで、この戦争をきちんと総括し、その総括にもとづ アジア太平洋戦争の終結から五一年が経過したが、多大な犠牲をもたらした戦争に対する歴史的評価・総括の作

争責任」概念を整理すると、以下のようになる。

考察にあたり、まず整理しておかねばならないのは、「戦争責任」という概念そのものである。報告者なりに「戦

(-)責 任 の 性

質

「戦争責任」 は、 刑事責任……戦争の開始・遂行などに関して「平和に対する罪」「戦争犯罪」「人道に反する罪」に その「責任」の性質に即して、次の表のように分類される。

法的責任 より法的に処罰される地位にあること。広義の「戦争犯罪」と同義

政治的・道義的責任……戦争開始・遂行について政治的・道義的に非難されるべき地位にあること 民事責任……戦争の開始・遂行による被害・犠牲につき賠償ないし補償を行うべき地位にあること

-国際的責任……侵略戦争の相手方たる国家ないしその人民または国際社会に対する責任。「侵略責任」といわれ (非法的責任)

国内的責任……国家の指導者などが戦争開始・遂行につき自国の人民に対して負う責任 ることもある

責 任 の 主 体

公法人としての国家の戦争責任 次に、主体別の「戦争責任」として、 次の三つが区別されよう。

民衆の戦争責任 国家機関の地位にあって戦争遂行に関する権限を行使した自然人の戦争責任

機関構成員、軍統帥機関(陸軍参謀本部・海軍軍令部)構成員および軍中・下級機関構成員ということになる。 右の二番目にいう「国家機関」とは、大日本帝国憲法下のわが国についていえば、天皇、 内閣構成員、 天皇補弼

三 「戦後責任」概念について

後責任」が問われるということである。 換えれば、戦後の社会的実践のなかで「戦争責任」を履行せず、逆にこれを免責するような言動をなした場合に「戦 おける社会的実践のありかたを問う一つの思想的な視点ないし座標軸として位置づけられているようである。言い ている。したがって上記の「戦争責任」と内容的には同義である。ただし「戦後責任」という場合は、「現在」に 治的な義務を引き受けること」あるいは「戦争の教訓を踏まえて戦後政治を行うべき責任」といった意味で使われ なお、 しばしば 「戦後責任」という言葉が使われることがある。これは「戦争による犠牲・被害を償う法的・政

四 「開戦責任」「戦争遂行責任」「敗戦責任」概念について

味で「開戦責任」、戦争遂行の過程にかかわる責任として「戦争遂行責任」、そして戦争に負けたことについての責 任である「敗戦責任」などである。ただ「開戦責任」と「敗戦責任」とは、ベクトルが逆転しており、 「戦争責任」を、 戦争の各局面に即して区別する場合がある。すなわち、 戦争を開始したことに対する責任の意 前者は戦争

ことは 場合があるからである。 争責任を民衆の敗戦責任にすり替えようとした経緯があったことを想起しても、この点は銘記すべきである。この 争責任」に含めるべきではない。日本の敗戦時に、天皇制政府が「一億総懴悔」キャンペインを展開し、 表現では、戦争は違法である)という命題を前提としている。したがって「敗戦責任」の観念は、真の意味での「戦 =不正義、 「開戦責任」についてもいえる。戦争を開始したことの責任は、かりに戦争に勝った場合には、免責される 後者は戦争=正義という前提に立っている。「戦争責任」は、あくまでも戦争は不正義である 天皇の戦 (法的な

二個別的検

討

○ 日本国家の戦争責任について

① 国際的責任

中国・東南アジア諸国に対する侵略責任、旧植民地 (朝鮮・台湾)に対する植民地支配にかかわ

る責任

国家行動が、アジアの諸民族にはかり知れない損害をもたらし、ひいては国際平和を破壊したことは動かしがたい 法人としての日本国家が国際的に戦争責任を負うことについては、 疑問の余地はない。 明治以来の侵略主義的な

引きたい。

になってから、 検討しておかねばならない。この主張は、戦争が開始・遂行された時点からすでに登場していたが、とりわ 歴史的事実であり、そのことについて日本は法的および政治的・道義的責任を引き受けなければならない。 この点に関し、アジア太平洋戦争を「アジア解放の聖戦」ととらえ、日本の責任を免除しようとする主張につき 戦争を美化し、正当化する議論として幾度となく繰り返されてきたものである。

この「聖戦(正戦)」論をどう評価するか。ここでは、最も的確にこれを批判した歴史学者・家永三郎の反論を

は、 米帝国主義政策の尻馬に乗って植民地支配を堅持しながら、欧米帝国主義からのアジア解放などをどうして主張 ず日本自身が植民地として支配していた朝鮮を独立させ、台湾を中国に返還すべきであった。▲中略≫自国が欧 域の諸民族を日本を含むあらゆる帝国主義的支配から解放するためにおこなわれたものではなかった。▲中略≫ の南方占領が、一時的に欧米列強の植民地支配を切断したことは事実である。しかし、それは決してそれらの地 真の解放者であったか。なるほど独立国であった朝鮮の植民地支配や同じく独立国中国への侵略と異なり、 中国民衆に残虐行為をほしいままに加えていた日本にアジアの帝国主義からの解放などを唱える資格のないこと 置こうとするために一五年にわたる戦争が続けられたのであった。▲中略≫中国に対し帝国主義戦争を推進し、 これまた何人の目にも明白であろう。第三に、朝鮮・台湾・中国を除く、南方アジア諸民族に対して日本は もし日本が真にアジア諸民族を帝国主義的支配から解放しようと考えていたのであったならば、 ≪中略≫第二に、中国との戦争がどのような角度からみても侵略戦争であり、それまでにすでに関 満州・東部内蒙古を半植民地化していた日本帝国が、さらに全中国を日本の植民地同然の状況に ŧ

進 中国侵略を継続するための戦略物資獲得のために対米英戦争を睹しても南方地域を占領する必要にかられて『南 が実行されたのである。 欧米列強の支配からの解放というのは、 その真の目的をカモフラージュするための

(家永三郎『戦争責任』一一八—一二〇頁)

美辞麗句にすぎない。」

のととらえ、同時に「日本国」の戦争責任を免除しようとする議論があるからである。 アジア太平洋戦争を遂行した「大日本帝国」と現在の「日本国」とを、 日本国家の国際的戦争責任については、その連続性ないし継承性について言及しておく必要がある。 国家体制の違いを理由として、 断絶したも しばしば、

害を被ったアジア諸国の諸「個人」との関係でとくに強調されるべきである。これらの人々に対する法人としての 民地支配したことによる国際的な責任は、 否定されるものではない。したがって、大日本帝国が中国・東南アジア諸国に対して侵略を行い、 法人格としての連続性が確認される。それは、国家意思を形成する国家機関のメンバーが変わったからといって、 大日本帝国と日本国は、国家形態や憲法は大きく変わったものの、後者が前者を継承したことはたしかであり、 日本国に継承されている。このことは、大日本帝国の戦争遂行により被 朝鮮・台湾を植

② 国内的责任

日

「本国家の責任は決して消滅していないのである。

日 本国家の戦争遂行による国内的責任、 つまり日本国民に対して負う法的または政治的・道義的責任については

どう考えるべきか。

という新たな惨禍をもたらしたことが、国内の人民に対する国家責任の原因の一つに加えられよう。 ム宣言の受諾をためらって終戦を遅らせたことにより、広島・長崎への原爆投下、ソ連の参戦によるシベリア抑留 反戦活動の処罰など)および物的(財産の徴発・没収など)な被害をもたらすからである。日本の場合は、 軍人・軍属を戦場に、内地国民を軍需工場等に動員したことにより、多数の人的(戦死者・戦災死者・戦争傷病者) 国内的責任が問題となるのは、国家が戦争を行う過程で、戦時を理由として国民の精神的・物質的権利を侵害し、 ポツダ

つは、原爆被害についての国の法的責任を否定した原爆被爆者対策基本問題懇談会の答申「原爆被爆者対策の

以下に、国内的責任をめぐる議論を二つ紹介する。

基本理念及び基本的在り方について」という文書である。

法行為責任など法律上の責任を追及し、その法律的救済を求める途は開かれていないというほかはない。」 するのはともかく、法律論として、開戦、講和というような、いわゆる政治行為(統治行為)について、国の不 して、すべての国民がひとしく受忍しなければならないところであって、政治論として、国の戦争責任等を云々 その戦争によって何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは、国をあげての戦争による『一般の犠牲』と 「およそ戦争という国の存亡をかけての非常事態のもとにおいては、国民がその生命・身体・財産等について、

もう一つは、空襲による片腕切断の被害に対して損害賠償を求めた裁判での、原告=控訴人の主張と、

(「原爆被爆者対策の基本理念及び基本的在り方について」一九八〇年一二月一一日)

仮告(国)の主張を認めた控訴審判決の論旨である。

て過言ではない。」 生涯不具の身となった。右控訴人らの受傷は、当時の軍部の業務上の重過失ないし未必の故意に基因するといっ たにもかかわらず、日本の軍部は国民を欺き戦争を続行したため、控訴人らは、前示のとおり身体に傷害を被り、 化し、戦争の継続が控訴人ら本土住民の生命、身体に多大の危害を及ぼすことは十二分に予知出来る状態であっ に入ってからは誰の目にも日本の敗北は明白で、米軍はすでに沖縄まで進撃して来ており、本土空襲も日毎に激 五月一七日被爆し左腕を失った。右の戦争は客観的には勝算なくして始められたものであり、しかも昭和二〇年 傷害を負わせ、 被控訴人国は、 米空軍の名古屋空襲により、控訴人赤坂律子は昭和二〇年三月二五日、 昭和一六年一二月八日その権限と責任において太平洋戦争を開始し、多くの国民を死に導き (空襲被害損害賠償請求事件・控訴人(原告)の主張) 控訴人中島美津子は同年

を得ないような場合を除き、 立法府の広い裁量に委ねられ、それが著しく合理性を欠き、明らかに裁量の範囲を逸脱し濫用にあたると見ざる これら戦争犠牲者の人的損害を補償し、あるいはその救済のためどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、 ことが要求され、その犠牲は戦争犠牲又は戦争損害として国民が等しく受忍しなければならなかったものであり、 戦争は国の存否にかかわる非常事態であって国民のすべてがその生命、身体、財産について犠牲を堪え忍ぶ 裁判所が審査判断するに適しない事柄というべきである。」

〔同事件控訴審判決・名古屋高裁一九八三年七月七日判例時報一○八六号一一一頁〕

115 右の議論は、 国内的な責任のうち法的な責任についてのものであるが、政府はこれを認めようとせず、裁判所も、

して国家の不法行為責任を導入したことなどに鑑みれば、政府見解は維持しがたい。 わゆる「統治行為」論ないし「立法裁量」論により司法審査を回避しつつ、実質的には政府の立場を追認してい こんにちの国際法において戦争自体が違法視され、また戦後に制定された日本国憲法が国家賠償請求権を規定

□ 昭和天皇の戦争責任について

① 国際的な法的責任 (国際法上の責任)

すでに死去した昭和天皇・裕仁の戦争責任の問題は、

日本の戦争責任問題の核心部分であり、いまだに決着がつ

ていない。これについては、次のように整理することができよう。

とすれば、昭和天皇は一九二八年の不戦条約に違反して侵略戦争を行ったことで「平和に対する罪」を負うことに 天皇は、侵略戦争の相手方および国際社会に対して戦争犯罪を犯したという意味で、法的な責任とくに刑事責任を 状況のもとで行われたことも事実である。このことは、狭義の「戦争犯罪」を犯したことを意味する。つまり昭和 なる。また、戦争の過程で、捕虜の虐待などの戦時国際法違反の行為が天皇の名において、または天皇の知り得る もその統帥権を行使して主導的にかかわった。この戦争が侵略戦争であったことは、こんにち明白な事実である。 まず第一に、昭和天皇はアジア太平洋戦争の開戦にあたり、その開戦の決定を主導的に行い、戦争遂行の過程で

この点に関連し、 極東軍事裁判で天皇が戦犯として訴追されなかったことをもって、 天皇の国際法上の責任を否 負うことになるのである。

も行使したのであるから、そのことについての法的責任は免除されようがない。

であり、 ようとしたアメリカの対日占領政策にもとづくものであったことは周知の事柄である。 定する見解があるが、これをどうみるべきか。歴史的な事実として、天皇の不訴追が、 の原告とならなかった国々があり、 いかなる意味でも法的な判断の所産ではない。しかも、日本によって侵略された旧植民地などで東京裁判 それらの国の民衆に対しては、先の「免責」は意味をもたない。 それは、 天皇の国民統合力を利用し 単なる政治的判断 国際法上の責

② 国内的な法的責任 (国内法上の責任)

任はいぜんとして残っているのである。

れを否定する議論と肯定する議論とがある。 昭和天皇の日本国民に対する法的な意味での戦争責任についてはどうか。この国内的責任については、こ

び五五条 務上の大権についてのみおよび、統帥大権についてはおよびえなかった。他に最終的な責任を負うべき者がいなかっ はできないとするものである。これに対し肯定論(井上清『天皇の戦争責任』など)は、国務大臣の補弼責任は国 (児島襄『天皇と戦争責任』など)の主張は、要約すると明治憲法三条(天皇の神聖不可侵の規定) (国務大臣の補弼責任の規定)などにより、 天皇は無答責であり、 天皇の行為について法的な責任の追及 およ

とで、 た統帥権の行使については、三条の規定にもかかわらず天皇が憲法上の責任を負ったことになると反駁する。 大日本帝国憲法の天皇の権限に関する規定をみれば、 軍の統帥に関しては、天皇が帝国議会はもちろん国務大臣の関与をも排除して大権を行使できたし、 肯定論に説得力がある。 とりわけ、 統帥権 の独立原 /則のも

③ 政治的·道義的責任

えるべきものはないだろう。 昭和天皇の、政治的・道義的な意味での戦争責任について、 山内敏弘は以下のように述べる。この指摘に付け加

沖縄戦に伴う犠牲者や広島、長崎の原爆投下による犠牲者は出なかったはずであり、この点、 を作ったのは宮中グループであり、天皇自身は必ずしも早期終戦論を採っていたわけではなかったことも、よく 府・軍部との間に『内奏』『御下問』『奉答』などがくりかえされ、そのようなやりとりの中で天皇なりに納得し た』とする議論が――天皇自身によっても――なされているが、しかし、開戦の決定過程においては、天皇と政 戦については天皇は立憲君主として政府や軍部の決定に従わざるを得なかったが、終戦は天皇の意思で決定し らない。国内的にみても、三百万人もの国民が天皇のために死んでいったことに対して、戦争の最高指導者であ 天皇が政治的・道義的な責任をも国際的に負わないとする議論は、国際的には到底通用しないといわなければな が日本による侵略戦争の犠牲になったことについて、宣戦大権を行使し、対外的に日本を代表する地位にあった 知られている。少なくとも一九四五年二月に近衛が早期終戦論を説いた段階で天皇がそれに従っていたならば、 て開戦の決断を下したことは、すでに多くの史実で明らかにされている。終戦については、『聖断』のお膳立て った天皇は、少なくとも政治的・道義的な責任は確実に負っているというべきであろう。この点に関して、『開 「政治的・道義的責任については、天皇の責任は明確というべきであろう。アジアだけでも三千万以上の人々 天皇の戦争責任は

明確であるといえる。」

(山内敏弘「平和主義と天皇制」法律時報六一巻六号一四―一五頁)

昭和天皇自身が戦争責任についてどう考えていたのかについては、有名なエピソードがある。一九七五年

〇月三一日の、 昭和天皇と日本記者クラブとの会談での次のようなやりとりである。

天皇 記者 「そういう言葉のアヤについては、私はそういう文学方面はあまり研究していないのでよくわかりません 陛下は、 いわゆる戦争責任についてどのようにお考えになっておられますか、おうかがいいたします。」

から、そういう問題についてはお答え出来かねます。」 静かな、 しかも痛烈な批判を向けるもの

であった。 この発言の後、新聞に寄せられたある短歌は、その理不尽な物言いに、

ーことばの かに聞き給う "あや" の仰せを

水漬く屍は

草むす屍は

(『朝日歌壇』 一九七五年一一月三〇日・飯島敏江)

それは第一に、

昭和天皇に戦

新しい天皇に即位した現在の天皇(明仁)に戦争責任はあるか、あるとしたら彼はどのようにしてその責任を果た 争責任があるとして、その責任はどのように果たされるべきであったかという点、第二は、 天皇の戦争責任問題について、最後に触れておかねばならない二つの問題がある。 昭和天皇の死去の後

せばよいのか、 という問題である。

結論的に次のことだけを指摘する。第一の問題については、 刑事責任と政治的・道義的責任とに分ける必要があ

る。 よる認証を受けることなくその地位についた。ここでも歴史の事実と理論的な要請とが相反しているわけだが、 地位)は、 まま全く原理の異なる「日本国憲法」のもとで「初代象徴天皇」となった。同憲法第一条で、「この地位 れも、歴史の事実としては果たされることなく、「大日本帝国憲法」のもとで「天皇」であった昭和天皇が、その くこととされている。したがって昭和天皇の場合も、天皇の地位を辞するというのが責任の果たしかたとなる。こ はできない。では、その責任の果たしかたはどうなるか。一般に政治責任のとりかたは、その政治的な地位から退 べきであったことはたしかである。政治的・道義的な責任についても、 いえる。歴史の事実としては、昭和天皇はいかなる法的制裁も受けなかったわけだが、理論的には制裁がなされる 戦争犯罪人であり、 刑事責任については、 昭和天皇は自らの戦争遂行による政治責任を、退位というかたちで果たすべきであった。 主権の存する日本国民の総意に基く」と規定されているにもかかわらず、昭和天皇は「国民の総意」に 法的な制裁――その制裁が生命刑か自由刑かはともかく――を受けなければならなかったと 前述のように昭和天皇は明らかにこれを負っていたといえる。つまり昭和天皇は第一級 前述のように昭和天皇はこれを免れること 理

という鋭い反問を受けた。たしかにそのとおりであり、これを理論的にどう処理するかは難しい。アジア太平洋戦 戦争責任が皇位とともに継承されていくとなると、次から次に退位しても責任は永遠に消滅しないのではないか」 とが責任のとりかただということになる。(本報告の後、アレクサンドロヴィッツ教授より「皇位継承が世襲であり、 続」したと考えるべきである。ただし、刑事責任は一身専属であるから継承されえない。現天皇が承継したのは、 政治的・道義的な非難を受けるという昭和天皇の地位であると考えられる。したがって、 第二の問題については、現憲法において皇位の継承が世襲であることから、現天皇が昭和天皇の戦争責任を「相 彼の場合も、 退位するこ

くかもしれない。) 争が天皇制という体制そのものの所産であったことを考えると、ことは天皇制自体の廃止というところまで行き着

(Ξ) 民衆の戦争責任について

自らも甚大な被害を被った被害者であるという側面のほうが強い。 支配者=国民は責任を負わないのが原則である。むしろ、前述したように国民は侵略戦争に動員された対象であり、 どのように考えられるべきか。この場合の「日本国民」とは、現在を生きている日本国民のことである。 戦争の遂行、 ということである。「権限なければ責任なし」といわれるように、支配者=国家権力の行った行為について被 一におさえておかねばならないのは、戦争の開始・遂行については、支配の客体である国民にはその権限がな とりわけ日本が行ったような侵略戦争の遂行について、民衆つまり日本国民自身の責任というのは 日本国憲法が、その前文で「政府の行為によつ

を起こすのは政府=国家であり、 国民はその国策に動かされたということである。

て再び戦争の惨禍が起こることのないやうに」と述べているのは、

まさに右のことを裏書きする。

あくまでも戦争

第二に、とはいえ、 現代の総力戦においては政府単独で戦争はできない。国民の参加・協力があってこそ戦争は

任を免除されない。日本の場合、戦前のいわゆる天皇制教学体制のもとで徹底した軍国主義教育が行われ、 責任を負う。とくに侵略戦争が総力戦として行われた場合には、民衆もまた、 実際に遂行される。 したがって、 国民は政府の起こした戦争に積極的ないし消極的に参加・協力した限りにお 侵略を受けた他国の民衆に対する責

争の人的資源である「皇国民」が育成されたことや、言論弾圧のもとで反戦運動が鎮圧されたことなどから、国民 る。このことは、日本国民が積極的な意味でも戦争責任を負っていることを示す。たとえそれが権力者による大衆 さらに日本の場合は、「大政翼賛会」運動にみられるように国民がこぞって戦争に協力していったという経緯があ は政府の起こす戦争を阻止することができなかった。このことは、消極的な意味で国民にも責任があることを示す。

三戦争補償

操作の結果であったとしてもである。

─ 日本における戦争補償の諸ケース

戦犯として日本の戦争責任をとらされた者もいる)およびその遺族への補償の問題が未解決となっている。 はかなりの補償がなされている。ただ、朝鮮半島や台湾出身の者で日本軍に徴兵された人々(そのなかにはBC級 る。この件では、一九五二年の戦傷病者戦没者遺族等援護法をはじめとする一連の援護立法により日本人について まず戦場に動員されて戦死・病死した軍人・軍属の遺族、および戦傷病者ないしその遺族への補償の問題があ 現在、アジア太平洋戦争による被害・犠牲についてさまざまな補償ないし賠償の問題が提起されている。

次に民間人の被害であるが、これを国外と国内とに分けると、国外的には、

強制連行され鉱山などでの強制労働

1

発行した軍票にかかる損失、強制労働の賃金未払い(これには企業も関係してくる)などの経済的損失がある。 犠牲となった人々の遺族、抑留されたり遺棄されたりした民間人犠牲者(サハリン残留など)、さらには日本軍が 本軍が各地で組織的に行った虐殺の犠牲者の遺族、 に従事させられた人々、 同じく強制的あるいは偽計的に徴募され 旧満州での細菌戦研究(七三一部隊など)のなかで生体実験 「従軍慰安婦」という性の奴隷とされた人々、 Н の

よる犠牲者)、シベリア抑留の犠牲者、 国内的には、空襲などによる民間人の被害、広島・長崎の原爆被害、 強制徴用・徴発の被害その他がある。 沖縄の地上戦の犠牲者(とりわけ日本軍に

九九五年現在では二七件を数えるという(藍谷邦雄「戦後補償裁判の現状と課題」 七年の台湾人元日本兵戦死傷補償請求訴訟などがあるが、 原爆訴訟などを除いて、 これらの戦争被害に対して提起された補償ないし賠償請求の裁判は数多くある。そのうち、 外国人から提起されたものとしては、 一九九〇年代に入ってこの種の訴訟が増加しており、 一九七五年のサハリン残留者帰還請求訴訟、 季刊戦争責任研究一〇号三頁)。 国内的な訴訟 一九七 である

□ 戦争補償の基本原則

日弁連は次のような三つの戦後補償理念を提示している。 右に見たような戦争被害 ・戦争犠牲について、これを償う際の基本的観点とはいかなるものか。 この点につき、

2 「憲法第一三条における人間の尊厳性の尊重・確保の見地から戦争における人権侵害の回復をめざすこと」

「憲法前文の法理による戦争における人権侵害の回復をめざすこと」

害の回復をめざすこと」

3 「憲法第九八条二項による国際人権法、 国際人道法など国際法規範の国内適用と日本の司法において人権侵

(日本弁護士連合会編『日本の戦後補償』八─一○頁)

日弁連の提起を踏まえて、報告者なりに戦争補償の基本的観点を示そう。

遠に放棄することが重要だからである。このことは言い換えれば、日本がその戦争責任を果たすうえでの座標軸が、 えねばならない。戦争被害・戦争犠牲を将来にわたってもたらさないためには、その元凶である戦争そのものを永 ることのないやうに」と規定し、徹底的な戦争放棄を掲げているが、この憲法の不戦・非戦の誓約を何よりも踏ま 憲法の≪不戦の誓約≫からの出発──日本国憲法はその前文で「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こ

日本国憲法の平和主義の規範だということである。

- 任が果たされたとはいえず、被害者個人に対する国家としての賠償ないし補償の責任はなお問われ続けているとい 根幹をなす。この点で特に強調しておきたいのは、 とりわけ日本国家による侵略と植民地支配の犠牲となったアジアの諸国民に対する責任は、 国家責任 (法的・政治的・道義的)の明確化 戦争被害に関する国家間の賠償協定によっては、 ―前述したように、日本国家としての法的・政治的な戦争責 日本の戦争責任の 日本の国家責
- 「肩代わり」すべきなのか。それとも、基本的な責任主体である国家(政府)に対して、国家責任を果たすことを を日本国民はどのように果たすべきかが問題となる。民衆は国家とともに責任を負うものとして、国家の責任を 3 民衆の戦争責任の果たしかた――前述した日本国民の政治的・道義的な意味での戦争責任については、

よる賠償責任の履行を追及すべきである。

ならないという観点を打ち出していることが示唆に富むだろう。 のほうが正しい道筋だといえよう。この点でも、先の日本国憲法前文が、 民衆の立場から政治的に追及していくべきなのか。民衆の戦争責任の性質 政府の戦争行為を民衆が阻止しなければ (非法的な政治責任) からすれば、

「従軍慰安婦」 問題に即して

償というよりも、 の資料や証言によりこれまた明白な事実である。したがって日本国には、犠牲者個人に対する賠償責任 人権を著しく侵害するものであったことは明白である。「慰安婦」政策に当時の政府が関与していたことは、 「従軍慰安婦」という女性の人間としての尊厳性を侵害する政策・制度が、 右の観点を踏まえ、 不法行為による損害賠償責任である) 「従軍慰安婦」 問題についての補償・賠償のありかたを具体的に検討してみる。 がある。 国家による性犯罪であり、 (これは補 犠牲者の

数

基金」 されている)と呼ばれているのも、この方式の欺瞞性を物語っている。日本国民としては、あくまでも日本政府に 募金による金銭の給付が、 この国家責任の明白性ということを踏まえるならば、 による民間ベースの償いは、 いみじくも「償い金」(英語では、よりはっきりと consolation money=「慰め金」と訳 国家の責任を民間が「肩代わり」するものであり、筋違いといえる。この民間 現在行われようとしている「女性のためのアジア平和国民

次に、この問題は政府間の賠償協定ではなんら解決されない。元「慰安婦」たちが、 戦後になっても後遺症や生

活苦にさいなまれており、これら個人の犠牲者が救済されない限り問題の真の解決とはいえない。したがって理論 的には、日本国に対する犠牲者個人の賠償請求権が認められねばならない。

た難関がなお残されているが、いずれにせよ国家賠償法理をなんらかのかたちで元「慰安婦」へ適用し、国家によ た場合は、侵害の結果を回復する義務が国家に課せられる」(藍谷邦雄「戦後補償裁判とその争点」法学セミナー 家の不法行為」の理論が請求の根拠として援用されているようである。この理論は、「国家は自ら締結した条約や る個人的救済が図られなければならない。 四六六号五九頁)というものである。この理論には、 国際慣習法を遵守する義務を負う。この義務に違反した場合は国際法の違反となり、その結果個人の権利を侵害し ることは至難である。このため、現在争われている戦争被害についての損害賠償請求の訴訟では、「国際法上の国 為責任の追及にも戦前の「国家無答責」原則や時効の壁が立ちはだかっている。日本の国内法に請求の根拠を求め たしかに、戦後に制定された国家賠償法は戦前の行為には遡及適用されないとされており、また民法上の不法行 国際法を根拠とする請求を国内裁判所で審理できるかといっ

報告三 カナダにおける国際平和への取り組み

クイーンズ大学法学部 ジョージ・アレクサンドロヴィッツ

和創造」(Peacemaking)「平和建設」(Peacebuilding)に概念的に区分されている、平和の管理 (management of peace) 備に寄与するための、国際組織へ関与する取り組みである。第二は、現在では「平和維持」(Peacekeeping)、「平 際平和の維持を保障し、発生した紛争を解決し、また紛争結果を緩和しつつ紛争の再発を予防する事後的な環境整 カナダにおける国際平和に向けての取り組みの主要なものは、以下の三点に集約することができる。第一は、国

一国際組織

control)に向けての取り組みである。

に向けての実務的側面からの取り組みである。第三は、

国際的な軍備縮小

(disarmament) と軍備管理

カナダは、 国際的な平和と安全保障を維持するために、以下の二つの進路を採用してきた。第一は、 地域レベル 軍事的な分野でさえも)単独の国家がなしうる以上に、より効果的な方法で人的資源を適切に配分することができ を調整すると同時に、 求する可能性を減少させることを保障するものである。国際組織は、政治の舞台や「司法的」な法廷において紛争 えている。この考え方は、国際法における規準のより公正な適用を保障するとともに、各国が自己利益を不当に追 するとともに、地球レベルの秩序を確保するための長期的な関与を保障するものとして位置づけられている。 関係にも積極的かつ効果的に参加してきた。カナダの見解では、この二つの進路は、カナダの直接的な安全を保障 および地球レベルにおける、国際組織に対する堅固な支持者としての進路である。しかしカナダは、冷戦の結果と 国際平和の管理のためには、単独関与や防衛的同盟関係に基づく関与よりも、多角的な関与が望ましいと考 第二の進路である北大西洋条約機構(NATO)や北米航空宇宙防衛軍(NORAD)のような防衛的同盟 国際的なルールを立法化する役割を担っている。国際組織は、(事務的サービスのような非

二 平和維持・平和建設・平和創造活動

る。

た平和維持活動のモデルを構築するに際して大いに寄与してきた。 九五六年から「平和維持」機能に関する考え方が実質的に変化する一九九〇年に至るまで、国連で支配的であっ カナダは、 国連創設の当初から、その平和維持活動に対して多様な側面から関与してきた。 とりわけカナダは、 は

平和維持活動という概念に体現されている諸要素に基礎を置く平和管理システムをデザインするに際して、必

な討議を行うことを約束している。

も継続すべきであると示唆している。 る非難が重なったことにより、 したことに加えて、 活動に対する国民の支持は弱まってきている。 :導き出されているのである。 しかし、 一九九〇年代に国連の平和維持活動に関する考え方が変化したことによって、 カナダにおける国家財政の危機的状況とソマリアにおけるカナダ軍による若干の不品行に対す 一九九四年度のカナダの防衛白書は、 国連の平和維持活動に対するカナダの参加について再検討すべきであるとする世論 連邦政府は、 カナダ国内では、 この問題について、 カナダ軍が平和維持活動で果たすべき役割が変化 連邦政府は国際的な安全保障の役割を今後 連邦議会において一九九五年度中に全面 カナダにおける平和維持

ない。 は、 るために、 せることが想定されている。 九四年に旧軍事基地跡に設立されたことも、 し続けるであろうことは確実である。 .維持活動に関連するさまざまな分野でカナダが実際的な準備活動を行うことを前提に、 のみ従事していたが、 カナダのこれまでの国際平和のための最大の貢献は、 その一つの例証である。また、レスター・B・ピアソンの名を冠したカナダ国際平和維持訓練センター 従って、 積極的に参加する姿勢を取り続けるであろう。 国内における上述のような世論の圧力にもかかわらず、 現在ではその役割を軍事訓練にまで拡大してきている。さらにこのセンターは、 カナダは、 加えて、カナダは、 平和維持活動の分野において充分な経験と知識を持っている。 もう一つの例証となるだろう。このセンターは、 この国連の平和維持活動の分野にあったことはいうまでも カナダ政府による緊急兵力の展開に関する報告書の提出 国連の平和維持活動の分野における新たな発展を模索す カナダがこの平和維持活動に今後とも貢献 その主要な役割を拡大さ 当初は調査研究活動 またカナダ が 一九 平

一 軍備縮小と軍備管理

採用したし、核兵器の拡散を防止し核軍縮や核実験停止を推進するためにも率先して活動してきた。カナダは、こ 蓄されている。カナダは、一九九六年一月一七日、対人地雷の生産・輸出・作戦的使用に関する包括的かつ一方的 ○○万個以上の対人地雷が敷設されていると見積もっている。加えて、一億個以上の対人地雷が各国の武器庫に備 た。同様に、カナダは、一九九五年の核兵器不拡散条約(NPT)の無期限延長に対しても極めて積極的な立場を 然的に国際秩序を不安定化するという考え方に基づいて、通常兵器の制限をも推進する積極的な立場を採用してき し、またこれらの条約の当事国となっている。またカナダは、多くの国際的な討議の場において、軍備の拡散は必 る立場を採用してきた。カナダは、ほとんど全ての軍備縮小と軍備管理に関する条約交渉に積極的に参加してきた する無差別の管理システムを維持することに多大な関心を示し、物品や技術の軍事転用についても重大な関心を持 五年にワッセンナール・アレンジメント(Wassenaar Arrangement)の締結に至る交渉に際しても、 れらの領域における効果的な安全保障を確立することに重大な関心を持っているのである。カナダはまた、一九九 つ国の一つとして積極的に関与してきた。カナダは、主として発展途上国において、合計六九カ国に総数一億一○ カナダは、 従来から、 永続的な国際平和を確立するためには、第一義的に軍備縮小と軍備管理が必要であるとす 通常兵器に対

他の国際機構において、 また対人地雷の犠牲者に対する医療援助のための資金も提供している。カナダは、国連や米州機構(OAS)その な作業に取り組んでいる。カナダ軍の地雷専門部隊は、数多くの地雷撤去作戦のために世界各国に派遣されており、 な停止措置を宣言した。カナダは、この一方的停止措置に加えて、敷設された地雷の脅威を緩和するための実務的 地雷使用に対する国際的な規範を設けるべく極めて熱心に取り組んでいるのである。

ダ自身の安全保障のためにも不可欠なものとして考えているのである。 かわらず、 政策を継続するであろうことは疑う余地がない。カナダ国民は、これらの政策を継続するための多額の出費にもか きている。 入する役割を果たしてきた。カナダは、以上で考察してきた三つの領域において、それぞれに明白な成果を残して カナダは、 国際平和に向けてのカナダの取り組みは、多数のカナダ国民によって支持されている限り、 国際平和に向けてのカナダの取り組みの継続が、公正かつ平和的な世界を樹立するためのみならずカナ 以上の例で説明したように、国際平和を促進するプログラムや戦略に対して、多大な国家的資源を投 従来からの

四 若干の示唆 「平和維持活動」 分野における国連の今後の対応を改善するための

しかし、 国連憲章は、その採択当初から、平和維持を目的とする軍事力行使のための制度を樹立することを意図していた。 国連憲章はこの制度を現実化するための規定を置いていなかったし、冷戦の存在がそのためのルールの制

度化を不可能にしていた。このため、これまで国連が取り組んできた平和維持活動は、 のみを意図した暫定的な措置に止まっていた。これらの活動は、それなりに機能してきたし時には充分な成果を挙 特定の危機的状況への対応

ために」という報告書(一九九五年九月)は、これらの要素について詳細な検討を加えている。この報告書におけ という三つの要素を備えていなければならない。カナダ連邦政府が提出した「国連における緊急対応能力の確立の 制度機構と手続を導入することにある。この新しい制度機構は、政治的協議・軍事的協調・強固な財政基盤の確立 度の構築を真剣に検討すべき時期に来ている。 げたこともあった。しかし、現在、国連が将来の危機に際して適切かつ効果的な方法で対処するために、新たな制 な争点についても、 不充分であり、その派遣軍に影響を及ぼす可能性がある事務総長の決定についても、派遣国が個別的ないし集団 定に対して、平和維持軍に軍隊を派遣する国々が効果的に関与できるシステムを構築することにある。この政治的 のである。これらの基本的要素の中でも決定的に重要な点は、平和維持軍の安全と有効性に影響を及ぼす政治的決 およびその補足説明(A/50/60-S/1995/1、一九九五年一月三日、特にその四三節を参照)に共鳴する趣旨のも る示唆は、国連事務総長の「平和のためのアジェンダ」という提案(A/47/277-S/2411、一九九二年六月一七日) おいて討議がなされる必要がある。現在の時点では、これらの一般的な争点について討議する委員会はもとより、 に影響力を行使することを許容するものでなければならない。加えて、全ての平和維持活動に影響を及ぼす一般的 協議のための機構は、 次世代の国連平和維持活動を構築するに際して考えるべき基本的要素は、危機の発生に対処するための常設的な 国連の平和維持活動に関心ないし経験を持つ主要な加盟国によって構成される、特別の会議に 特定の平和維持活動に軍隊を派遣する政府間の協議と意思決定について制度化するのみでは

また加盟国は、

所期の成功を収めることができない原因の一つになっている事実を明らかにしている。この点について、 特定の平和維持活動に関する政治的・作戦的なガイドラインを設定するための特別委員会も設けられていない。こ れまでの経験は、このような委員会の不在こそが、ソマリア・ルワンダ・ユーゴスラヴィアにおける作戦において、 前述のカ

ナダ政府の報告書は次のように示唆している。

る国々が参加しうる公式の協議手続を制度化するために、特定の平和維持活動ごとに軍隊派遣国委員会(Troop 「(1) 事務総長・安保理事会および加盟国は、 現在の慣行を前提としつつ、平和維持活動に軍隊を派遣してい

Contributors Committee)を設置すべきである。・・・・・

Contributors Forum)を設置すべきである。」 公式の見解を表明するために、 主導的もしくは主要な軍隊派遣国によって構成される軍隊派遣国会議

作戦的な性格を有する平和維持活動に関する一般的な争点について、

定期的に会合し派

小遺国の

政策に同意できない可能性がある軍隊派遣国の利益を守るという意味において、 このカナダ政府の報告書の示唆は、 機構は、 軍隊派遣国と事務総長の関係を明確に定義すべきである。しかし、この問題は、 唯一の解決策というわけではないが、その基本的な考え方は有益である。 極めて難しい争点を含んでいる。 事務総長が提案した

たり緊急事態に際しての軍事的展開力を創出できる可能性は、その平和維持活動が所期の目的を達成し終結するま 財政的な争点も、 将来の平和維持活動の成功のために決定的に重要である。 国連が平和維持活動の役割を拡大し

ば、 持活動のための資金を国連の一般予算から分離することは、財政的拠出国が平和維持活動に特に熱心な国であれ に望ましいものであれ、実際には国連の一般的な財政危機の問題と分離することが不可能である。 的コントロール力とは分離して考えるべきである。国連は、財政問題が現実の軍事的作戦に支障を及ぼさないよう なければならない。しかし、会計上のバランスをとる責任は、平和維持軍の作戦上の必要性に対処する場合の財政 会計上のバランスをとると同時に、有効な平和維持活動を遂行しうるような方法で財政的コントロール力を保持し での全局面にわたる、 より積極的に資金を拠出する動機づけになるかもしれない。 臨時資金と予備資金を予算化すべきである。もちろん、これらの実務的な財政的予算化の問題は、 財政基盤を担保する国連の能力いかんに依存する。 国連は、 財政的拠出国と軍隊派遣国との しかし、 それがいか 平和維

応じて適切かつ柔軟に対応できるような方法で、その計画システムを再構築すべきである。カナダ政府の報告書は、 国連の計画システムを再構築するための効果的な方法として、以下のような改革案を示唆している。 「(9) 加盟国と事務総長は、潜在的な危機的状況に際して、事務総長と安保理事会に注意を向けさせると同時

国連は、特定の危機の発生に対処するというのではなく、柔軟な対応がいまだ可能な段階で危機的状況の進展に

ing alert)システムの導入を積極的に検討すべきである。」 に事務局内部で緊急計画の策定や少なくとも緊急討議を開始するために必要な、『早期警告・警戒』(early-warn-

このシステムは、 一九九二年一月の安保理事会決議で設置された、 国連事務局内の政治問題局 (Department of

てい

る。

期の通告によって必要な軍隊と物資を輸送するために、 開 平和維持活動を可能にするためのシステムである。軍事司令部(military headquarter) もに、 準備段階にリンクされるべきである。そのためには、 Political Affairs) て下級の作戦士官の訓練と協議を行うべきである。 局の文民スタッフは、 の任務とともに、 常勤の軍人である事務局スタッフを採用すべきである。これは、 の機能を超越する役割を果たすべきである。また、この緊急システムは、 全地球規模における戦略的地点への補給の任務を担うべきである。 軍事司令部が設定した原則に従って効率的に行動できるように、 カナダ政府の報告書は、これらの機能について次のように述べ 平和維持活動の非軍事的な側面を処理する文民の専門家とと その供給国との間で明確な協定を締結すべきである。 現行システムよりも一層信頼できる将来の その主要な業務の一環とし は、 加えて、 軍隊の選抜 現実の軍事計画とその 軍事司令部は、 訓 練・ 事務 短 展

13 画 任命される可能性がある、 $\widehat{11}$ ついて協議するために、これらの上級士官を定期的に国連の軍事司令部に招集すべきである。」 指令・作戦ガイダンス・平和維持活動に関連する人道主義と人権の調整・過去の作戦から学ぶべき教訓など 加盟国との関連でいうならば、 上級軍事指揮官の勤務当番表を作成しなければならない。また、 事務総長は、 国連の作戦における軍事司令官 (Force Commanders) 事務総長は、

この計画機能を再構築するための構想力が必要となる。 国 [連における現在の緊縮財政の下では、 官僚的悪夢を生み出すことなしに平和維持活動を活性化するためには、 カナダ政府の報告書が示唆している興味深い点は、

る。 しなければならない るという大きな効果をあげることを可能にする。この方法の困難な点は、そのための調整と計画にあることはいう は、そのための設備に大量の資金を投入することなしに、輸送能力をはじめとする莫大な調達能力を利用可能にす る人員や物資を調達する方法を考慮している点にある。加盟国との間の軍事的調整協定を前提とするこの調達方法 加盟国に依存する伝統的な調達方法に加えて、非政治的 加盟国との協定によるこの調達方法は、不必要な訓練や給与に資金を投入することなしに、人的資源を利用す 軍事司令部は、現実に必要な場合にのみ、特定された人員・サービス・物資が調達できることに満足 (商業的) 供給者を登場させることによって、

きるように策定されるべきである。 な機能であることを明らかにしている。緊急システムは、現実の平和維持活動に際してこれらのサービスが利用で 最近の平和維持活動は、「平和維持」 機能が人道的・政治的・警察的その他の非軍事的サービスを含む、 多面

は の経過とともに、 適切に調達するための情報を管理し、 去の経験と将来の予測を通じて)、必要とされる支援活動のタイプを想定できるように努力すべきである。 一司令部は、実務的に全てのシステムをコントロールすることが不可能だからである。より長期的な視点で考え 実務的な問題として考えるならば、 利用可能な資源を確保すると同時に、そのための費用を最小化するという利点がある。またこの方式は、 国連は、事前に決定された基準に従って適切な平和維持活動が展開できるように、必要なサービスや専門家を 地域レベルの司令部や補給部隊へと漸次的に拡張してゆく必要がある。なぜならば、地球規模の かつ実際にそれらを調達できるような方式を採用すべきである。この方式に 国連は、最も生じやすい紛争介入的な平和維持活動のタイプを予測して その上 時間

整備するのみである。

から、 ば、 保され、 は、 この方式の採用によって、 n ば 当面、 実務的にはそれほど困難な問題ではないだろう。このような常設機関による平和維持活動は、 平和維持活動の質的向上を保障することになるだろう。特殊な専門家の調整・指令・統制・調達などの 国連は、 また政治的に厄介な問題が解決された場合にのみ実現可能となる。 この方式は文民警察などの非軍事的な分野において実施してゆくべきだろう。 全ての平和維持活動を特定の永続的な調達方法によって制度化することを考えなければならな 常設的な機関が人員の訓練から平和の回復局面に至るまでの活動をコント おそらく、 実験的な試みとして考えれ 適切な財源が確 口 1 ル できる 問 題

軍事的 整は事務局レベ 段階は、 国連における将来に向けての計画システムの再構築は、 な組織の緊急展開のための計画立案 極めて限定的な予算措置と短期間の計画として実施することができるものである。ここでは、 ルに止まることになる。 事務局の責任は、 (計画立案機構を除くいかなる常設機関も設置しない) に関する組織を ①平和維持軍に参加する国々の意思表明、 以下の二段階を明確に区分して考える必要がある。 ②軍事的 組織的 第 な調 非

際平和を効果的に保障するための軍事力を保持することなしに、 になる。この段階では、 一段階は、 ・が想定する人類の必要性に対処するという条項を現実化することができる、 第 一段階は、 第一 段階よりも多くの費用が必要となり、 より長期的視点に立って、 人員の訓練とともに人員・装備を配置するための数多くの現地組織が必要となる。この第 常設機関の設置と派遣 政治的にも多くの論議を呼ぶことになるだろう。 国連の本来の使命が達成可能であり、 国軍隊の調整という二つの側面 と考えることは不可能である。 「を念頭に置くこと また国連憲 しかし、 国

(翻訳) 國武 輝久)

報告四 国際平和への日本の取り組み

――カナダとの比較を中心に-

大阪大学法学部

黒

澤

満

れてきた。すなわち、①国連中心主義として、国連に対する貢献を増大させ、国連において外交を積極的におこな 本の外交姿勢を検討することが必要である。日本の外交は、伝統的に以下の三つの柱から成り立っていると主張さ 国際平和に対する日本の取り組みの問題を考える際に、その前提として、国際社会における日本の立場および日

国際社会における日本の立場と外交姿勢

的には、国連、西側諸国、アジア諸国とバランスのとれた形で外交を実施することになっているが、実際には、二 アジアの一員として、アジア諸国と友好関係を維持し、積極的な協力を進める。このように、日本の外交は、名目 う。②西側の一員として米国を中心としたグループにおいて外交を行い、主として安全保障の問題を取り扱う。③

同時に日米安保条約が締結され、

大戦の勝者と敗者の関係が影響していることは否定できない。

である。

的 番目の西側の一員としての側面が圧倒的に重要視されている。 なものである。 その中でも、 米国の存在は日本の外交にとって基本

米国の顔色を伺いつつ実施されてきている。したがって、この分野における日本の外交姿勢は、 日本の外交姿勢が対米追従であったのは当然とも言える。これは、第二次世界大戦の結果として、対日平和条約と イラテラリズム)」により特徴づけられる。冷戦期においては、東西対立の中で外交が行われてきたのであるから、 すなわち、 日本の外交は、 特に安全保障とか国際平和に関わるところでは、その大部分が米国に影響され、 占領軍としての米軍が駐留軍としての米軍に代わっただけであって、 「一国間主義 第二次世界 また

力する方向に進んでいる。 するARF(ASEAN地域フォーラム)には日本も関わっているが、 すなわち、 地域的な平和維持の構造が機能しており、 る方向に進んでいる。 しかし、 世界は東西対立を軸とする世界的分裂から、 冷戦が終了し、 アフリカで非核兵器地帯が設置され、 すなわちヨーロッパにおいては、CSCE/OSCE 東西の対立が消滅した現在においても、 それは米ソ 他の地域においても、安全保障の問題は地域的なレベルで議論され、 が世界の各地に展開していた部隊を撤去したことにも依存している。 東南アジアでも非核兵器地帯が設置された。 地域的な協力へ移行しており、 日本外交の対米追従は続いている。 ARFの機能はまだきわめて限定的なもの (欧州安保協力会議/機構) 地域的な協力により安全を保障す ASEANを中心と 冷戦が終結 を中心に 協

139 冷戦の終結とともに、 冷戦時代の東西対立を起源とする同盟関係は大部分その意義を失い、 各国はそれぞれの地

すなわち、この共同宣言は、日米同盟関係がもつ重要な価値を再確認し、日本の防衛のための最も効果的な枠組み は日米両国間の緊密な防衛協力であるとし、米国の抑止力は引き続き日本の安全保障のよりどころであることを改 共同宣言」 的傾向にしたがって再定義されるものと考えられていた。しかし、今年四月の日米安保の再定義である「日米安保 は、日米同盟を一層強化しようとするものであり、日米の二国間関係をさらに強化するものであった。

域において協力的な安全保障を模索し始めたのである。したがって、日米関係も冷戦後においてはそのような一般

めて確認した。

献することが可能になるだろう。 をもっと進めるべきであろう。特に国連を中心とする多国間外交を展開することによって、国際の平和と安全に貢 とになった。日本は外交の他の二本柱である「国連を中心とする多国間外交」および「アジアにおける多国間外交」 保障秩序の模索の中においても、日本については、冷戦期と同様のパターンである「二国間主義」が堅持されるこ 球的な協力は、日米の二国間協力を基礎として推進することとされている。このように、冷戦後の新たな国際安全 この共同宣言は、二国間協力の外に地域的協力および地球的な協力についても言及しているが、地域的および地

っており、米国と緊密な関係にありながらも、米国とは独立した外交政策を実施してきている。 国際の平和や安全保障に関する側面においては、日本とは大きく異なり、 同様に米国と安全保障関係にあり、さらに文化的および経済的には米国の大きな影響の下にある。しかしながら、 カナダがその外交政策において米国から独立して行動している例としては、以下のようなものがある。 これらの点に関して、日本はカナダから多くのものを学ぶことができるだろう。カナダは米国に隣接し、 国連を中心とする多国間外交を巧みに行 (1) 一九四 日本と

日本は、米国の北爆を支持し、

九年のNATOの創設に際しては、米国に追従する小国としてではなく、 国際利益のために働くミドル・パ ワーと (2)

して、 のキューバ危機において、カナダは米国の政策を支持せず、キューバとの外交関係を断絶しなかった。 アソン外相はソ連を訪問したが、これはNATO諸国で最初であり、 朝鮮戦争の勃発に際し、米国の軍事的行動につき国連を通じた多国間枠組みにするよう求めた。⑶一九五五年にピ 国連との関連を強調し、軍事のみならず、経済・社会・政治の機能をも含むよう米国に強く働きかけた。 東西の緊張緩和をもたらした。⑷一九六二年 (5)ピアソン

係を設定し、 首相は、米国のベトナム戦争での北爆停止を要請した。⑹一九六八年に、米国よりも早く中華人民共和国と外交関 かけたが、 カナダは参加を拒否した。 国連加入の賛成を主張した。(7)一九八五年に米国は、 戦略防衛構想(SDI)への参加を同盟国に呼

「対米追従外交」を行っていないからであり、 カナダがこれらの外交問題で、米国と異なる態度をとることができたのは、カナダが日本のような「二国間外交」 多国間外交を行っているからである。 国際の平和と安全のために積

中華人民共和国との国交樹立は米国の後であり、

SDIには積極的に参加した。

極的に貢献するためには、日本も積極的に「多国間外交」を実施すべきである。

二 国連平和維持活動(PKO)への貢献

日本における国際貢献の問題は、 カンボジアへの自衛隊の派遣を契機とし、 国連平和維持活動への積極的な参加

貢献が不十分であるという国際世論、特に米国の批判に応えたものである。 の姿勢を示し始めている。日本におけるPKOの問題は冷戦終結以降の問題であり、湾岸戦争における日本の国際

湾岸戦争における多国籍軍への参加も可能となっていた。 の国際機関または国連加盟国その他の国が行う活動をいう」と定義され、国連平和維持活動(PKO)のみならず、 の平和および安全の維持のために国連が行う決議に基づき、または国連決議の実効性を確保するため、 し臨時国会に提出した。この法案によりカバーされる「国際の平和および安全の維持のための活動」とは、「国際 物的援助のみならず、人員の派遣による貢献を求めてきた。これに応じて政府は「国連平和協力法案」を閣議決定 た。日本は八月に中東支援策として人道援助および四○億ドルの経済援助を約束した。米国は日本に対し、 九九〇年八月のイラクによるクウェート侵略の後、国連安全保障理事会はイラクに対する経済制裁を決定し 国連その他

人が六七%で、違憲でないとする人が一五%であった。このような状況で同法案は一一月に廃案とされた。 へ派遣するためのものであった。当時の世論調査によれば、同法案による自衛隊の海外派兵は違憲であると考える この当時の事情からすれば、この法案はさしあたっての中東危機への貢献として、自衛隊を後方支援の形で中東

されなかった。これを契機に、日本政府は人的な貢献を積極的に考えるようになった。その第一弾として、一九九 た。一三〇億ドル(日本国民一人当たり約一万円)もの多額の資金提供をしたにもかかわらず、戦争終了後クウェ トが米国の新聞に援助の感謝を表明した時に日本の名前がなかったことに象徴されているように、国際的には評価 年四月に、政府は海上自衛隊の掃海艇をペルシャ湾に派遣することを決定した。 九九一年にはいって、日本は湾岸戦争勃発の直前に多国籍軍に対してさらに九〇億ドルの資金提供を行なっ 作成されたものである。

価を得ており、

場合には、 などの修正を加えた法案が、 国会の事前承認を求める、 以下の五原則が確認された。 力による威嚇または武力の行使にあたるものであってはならないことが明記され、 しの任務を持つ平和維持軍への自衛隊の部隊参加を認めるものであった。 我が国の参加に同意している。 その後、 派遣を念頭において、 平和維持軍本体への参加については国内に反対が強く存在したため、 部隊を撤収することができる。⑤武器の使用は要員の生命等の防護のために必要最小限 ②平和維持軍本体への参加は当分凍結する、 カンボジアの平和維持活動に是が非でも参加すべきであるという政府の強い希望の下に ①紛争当事国間で停戦の合意が成立している。 一九九二年六月に可決され、 ③平和維持軍が中立的立場を厳守する。 八月一〇日に施行された。 ③三年後に法律の実施のあり方を見直す、 ④上記の原則のいずれ 協力の基本原則において、 ②紛争当事国が平和維持軍の活動およ ①平和維持軍本体 平和維持軍への参加に当たって この法律は、 かが のも 特にカンボジア の その実施が 満たされない のに 派遣につき に限る。 武

その後一九九一年八月に、

国連平和維持活動(PKO)

協力法案の政府原案が提出されたが、

それは兵力引き離

挙監視要員五○名も派遣された。 六〇〇名、 国として人的な面も含め貢献をなしえたことは誇りであり、 の国連平和維持活動の実施計画は、 ンボジアへのPKOの派遣に対する国連からの正式の要請は、 文民警察七五名などが、 わが国においても国民の理解と支持が深まっている」と述べられている。 一九九三年一一月に政府が提出したカンボジアでのPKOの報告書では、 九月八日に閣議決定された。 一九九二年九月から一九九三年一〇月まで派遣されることになった。 わが国 施設・設備の復旧、 九月三日に日本政府に伝えられ、 の活動はカンボジアの官民を含め国際的に高 建築などに携わる自衛隊部隊 カンボジアで さらに選 っわ が

確認と誘導、ビザや通関手続きを行う文民輸送調整部門への通報、物資などの搭載および降下の際の各種調整であ の司令部要員が、国連モザンビーク活動(ONUMOZ)に派遣された。業務の内容は空港と港湾における乗客の 第二の例として、一九九三年五月から一九九五年一月にかけて、 四八名の自衛隊員からなる輸送調整中隊と五名

月から、陸上自衛隊の難民救援隊が二六〇名、 国際人道援助活動として実施されたものである。 第四の例として、 第三の例は、ザイールにおける人道的国際援助活動への自衛隊の派遣であり、これは国連のPKOとは異なり、 戦闘が継続しているため「基本的な五原則」を満たしていないとして、隣国のザイールに一九九四年七 国連兵力引き離し監視軍(UNDOF)に対し、一九九六年二月に輸送部門を中心に約五○名 航空自衛隊の空輸派遣隊が一二〇名派遣された。 国連ルワンダ支援団(UNAMIR)に自衛隊を派遣することに

には日本がPKOに参加するという可能性はほとんど議論されなかった。日本の態度が激変するのは、湾岸危機 日本がこのように、 冷戦後の世界においてPKOに積極的に参加しようとしている要因は何であるのか。

湾岸戦争を契機としている。

を派遣した。

保障の問題は米国にまかせ、もっぱら経済的な発展を目指してきたと非難されたのである。 して一三〇億ドルもの資金援助をしながらも、評価されなかったことに対する反省である。それまで日本は、 第一は、日本は人的な国際貢献をすべきであるという国際的な批判に応えようとしたからである。湾岸戦争に際

冷戦後の世界において、 日本は一層重要な地位を国際社会において占めるための手段として、 PKOの

に

なっている。これにより、PKOにおいてカナダが主導的な役割を果たすことが一層明確になった。

になりたいという考えの下で、 派遣が考えられた。それは国連の再活性化にともない、安全保障理事会の機構改革との関連で、日本も常任理事国 そのためにはPKOに積極的に参加し、 人的貢献をなす用意が常にあることを示そ

うとするものである。

ことにより抵抗のないものにしようとしたことなどが考えられる。 見いだす必要があったこと、憲法との関連で疑問視されることのある自衛隊の存在を、 だけでなく、 動にいたる傾向があったため、最近ではPKOは伝統的なパターンにおいてのみ実施すべきだという考えが支配的 にはできないが、カナダが得意とするもの」として、カナディアン・アイデンティティを表すものと考えられて 実際にほとんどすべてのPKO活動に積極的に参加してきた国である。また冷戦期においては、「大国、 他方、カナダは一九五六年のスエズ危機において、国連平和維持活動 冷戦終結後に米国など軍事大国がPKOに参加しだしたが、それは伝統的なPKOを逸脱し、 政府が自衛隊の派遣に積極的であったのは、 血も流すものである」ことを示そうとしたからである。 軍事力を派遣することにより日本の人的貢献が また冷戦の終結に伴い自衛隊に新たな任務を (PKO)という新たな概念を生みだし、 国際貢献という実績を積む 軍事的な強制 「汗を流す 特に米国

三 軍縮に対する貢献

存在しない。 利用を計画しておらず、NPTの無期限延長を早くから主張しており、またカナダの周辺には北朝鮮のような国は カナダが核武装するであろうという疑惑は生じていない。最近の日本に対する疑惑は、第一に日本がプルトニウム の商業利用をすすめていること、第二に核不拡散条約の無期限延長に対する支持を当初明確に表明しなかったこ の傘の下にあり、核兵器に関してはよく似た状況にある。しかし、近年において、日本核武装論が再燃しているが、 国際法により約束している。両国とも非核兵器国として核兵器不拡散条約に加入している。また両国とも米国の核 日本もカナダも先進工業国として核兵器を開発する能力を持ちながらも、核兵器を製造または保有しないことを 第三に北朝鮮の核疑惑にからみ日本が対抗措置をとる可能性などから生じている。カナダは、プルトニウムの

どの場で意見を表明していたが、NPTの参加には慎重であった。 協を引き出すことに成功していた。また平和的核爆発の権利については強く反対し、保障措置の厳格な適用を主張 員であるとともに非核兵器国として非同盟諸国の考えを支持することもあり、両者から信頼されており、 核兵器不拡散条約に関して、 非核兵器国の安全保障にも注意を喚起していた。日本は当時、委員会のメンバーでなかったため、 カナダは交渉が行われた一八カ国軍縮委員会のメンバーとして、カナダは西側の一 国連総会な 両者の妥

九六八年七月一日に署名のため開放されたNPTにカナダは七月二二日に署名し、

一二月に批准して、

翌年一

たものであり、

実効的な履行を実施していくべきである。

日本のこの政策は高く評価されるべきものである。

七〇年二月に署名し、批准はそれから六年以上経過した一九七六年六月であり、 月に批准書を寄託した。批准は四番目であった。他方、日本は条約が署名のため開放されて一年半以上たった一九 九七番目の批准国であった。この

比較から明らかなように、NPTに対する態度は大きく異なっていた。

以来、 かし、 の一部は必ずしも実行されていなかった。しかしこの非核三原則は、 は、 る。 核兵器を作らない、③核兵器を持ち込ませない、というもので、一九六七年一二月の国会における佐藤首相の答弁 核兵器に対する日本の抑制的な態度は、非核三原則の採択に示されている。この原則は①核兵器を持たない、 日本政府の解釈は領土への配備のみならず、核兵器搭載艦の寄港および領海通航をも禁止するものである。 第一と第二の原則は核兵器不拡散条約に含まれる義務と同じであり、 国会決議として採択され、 冷戦期においては米国の核兵器搭載艦が寄港しまたは領海通航することは日常的に行われており、 国是としてすなわち国家の基本的な原則として日本国内では一般に受容されてい 日本国民の核アレルギーの感情を素直に表し 第三の核兵器の持ち込み禁止について 2

を認め 等の輸出が禁止されている国向けの場合、 輸出を慎むとの方針を明らかにした。先進工業国のほとんどすべてが武器の輸出によりさまざまな利益を得ている 通常兵器の移転に関して、 る。 ない まず一九六七年四月の佐藤首相の答弁において、①共産圏諸国向けの場合、 政策が明らかにされ、 日本は制限的な政策をとってきたし、 一九七六年二月の三木首相の答弁において、 ③国際紛争の当事国またはそのおそれのある国向けの場合に武器の輸出 後には武器輸出を全面的に禁止する方向に進ん 三原則対象地域以外についても武器 ②国連安保理決議により武器

が、兵器の流れを明らかにし、 この提案に対する日本の立場はきわめて有利なものであった。これは七つのカテゴリーに含まれる兵器を輸出また は輸入した場合に国連に毎年登録しなければならないという制度であり、軍縮そのものを規定するものではない 決議により設置されたが、この問題のイニシアティブをとったのは日本であり、 れらの国との共同提案として出されたものである。日本は基本的に武器輸出を実施していないという背景があり、 また通常兵器の移転を国連に登録するという「通常兵器移転国連登録制度」が、一九九一年の国連総会において 透明性を高め、 将来の軍縮の基礎となるものである。 その後EU諸国との協力によりそ

の方向を抑制するねらいがある。 の動向への十分な注意」という二つの原則が含まれている。これは日本のもつ経済力を利用して、相手国の軍事化 途・国際紛争助長への使用の回避」、「開発途上国における軍事支出、大量破壊兵器等の開発・製造、 政府はODA大綱を閣議決定しており、そこにおいて援助実施の四原則を規定しているが、その中に、「軍事的用 日本はODA (政府開発援助)大国として、今年も最大の援助国としての地位を占めている。一九九二年六月に 武器輸出入等

力を行っている。また、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシとも同様の協定を締結し、全体で一億ドルの基金 るために、 冷戦の終結、 旧ソ連の非核化支援を実施している。 日本はかなりの援助を実施している。これは一九九三年一〇月に日本とロシアの間で締結された協定に ロシアにおいて削減される核兵器の安全な廃棄および関連する環境問題の解決の支援にかかわる協 ソ連の崩壊、戦略兵器削減条約の締結などの一連の出来事を背景として、 ロシアの非核化を援助す

一九九四年の国連総会において、日本は「核兵器の究極的廃絶に向けた軍縮」に関する国連総会決議を

独自の外交を展開している。

単独で提出し、核兵器国の強い抵抗にもかかわらず大多数の賛成を得て成立させた。これは、「核兵器国に対し、 全面的かつ完全な軍縮の枠組みにおいて、核兵器の廃絶を究極的目標とする核軍縮のための努力を行うよう要請 またすべての国に対し、大量破壊兵器の軍縮と不拡散の分野における約束を完全に履行するよう要請する」も

のである。

較するならば、 の作成などにおいて積極的な貢献をなしているわけではない。カナダの多数国間条約作成における大きな貢献と比 このように、軍縮の分野において日本は一定の貢献をなしているが、一方的な措置が大半であり、 唯一の被爆国としての日本は一層の努力をすべきであろう。 軍縮関連条約

四結

≘∠

その中心部分およびその大部分が米国との外交に向けられ、完全な「二国間主義」に陥っている。それに反して、 14 カナダの外交は「多国間主義」であり、 て、 国際の平和と安全に対する日本の取り組みを、 カナダとの比較を念頭に置きながら検討してきたが、結論的には以下のことが言えるだろう。 米国の影響を受けながらも米国から独立し、国連などをうまく活用しつつ、 一般的な外交姿勢から、そして具体的にPKOと軍縮の領域にお 日本の外交は

このような状況で、 日本の外交はとかく「対米追従型」になりがちであり、 米国の意向に大きく左右されがちで リアと日本のグループ(JACグループ)を形成して、核軍縮を推進していくべきであろう。 難であり、そのためにも「多国間主義」に基づいて核軍縮を主張すべきであろう。たとえば、カナダとオーストラ 入っていることから、十分な貢献をなしていない。米国との「二国間外交」が中心である間は、核軍縮の主張は困 軍縮についても、通常兵器については、日本は一定の貢献をなしているが、核軍縮については「米国の核の傘」に 面から独自に決定していくべきであろう。もちろん、その際には、憲法の枠内でのものに厳しく限定すべきである。 またPKOへの参加にしても、米国からの圧力により参加するのでなく、国連への貢献という「多国間外交」の側 障についても、日米同盟だけでなく、ASEAN地域フォーラムなど多国間の枠組みを積極的に推進すべきである。 あった。冷戦期においては、東西対立の中で日本の自由な行動の範囲が制限されていたとしても、現代の時代にお いては、 日本はもっと「多国間主義」に移行すべきであるし、米国から独立した外交を展開すべきである。安全保

るべきであり、その場合にカナダの経験はきわめて重要な教訓となる。 日本の外交は、「対米追従」となっている「二国間主義」を脱皮して、「多国間主義」に基づく外交を強力に進め

いただきたいと思います。

《第二部



司会 っているわけですが、最初に、ゴール教授、成嶋教授よりご報告いただいた前半のテーマについてのご質問を ては、前半が戦争責任・戦争補償の問題、 これからディスカッションを始めます。 後半が国際平和の問題ということです。二つの問題はたがいに関わ 四人の先生方にご報告をいただいたわけですが、大きなテーマとし

黛 (市民) どこの国でもそれを補償しなかったら軍隊は成り立たないので、やっているのだと思います。 の被害、例えば戦災被害、 日本においては、軍人・軍属の被害に関しては恩給などのかたちで補償がなされていると思います。これは、 新潟県内で戦争責任・戦後補償の問題に関わっている黛という者です。 原爆被害に対する補償が不十分、あるいは全くなされていないということです。

問題は、

は の問題です。 のかということです。 法律上は日韓条約で済んでいるとのことですが、それ以上は、国際法から考えて、全く日本に責任はない 軍人・軍属だった人は、日本人として軍人・軍属だったわけで、 朝鮮半島の人たちに対する補償

もう一つは、民間人とも関連しますが、当時、日本が植民地支配していた韓国・朝鮮の人たちに対する補償

間 .人は補償されていないので、ハードルはいくつかあると思うのですが、個人補償の道がないのかどうか。韓 それから、 日本が韓国 ・朝鮮の人たちに対して行った強制連行などの補償の問題があります。

提訴する側がいろいろな資料を集め、資料のある人が、おそらく今、裁判を起こせているのだと思います。資 国・台湾から個人補償を求める裁判が起こされていますが、その裁判でも日本政府は資料を出していません。

多いそうです。そうした人たちの家族に対して何らかの補償ができないのか。それを証明するような資料がほ 料のない人がほとんどです。そういう人たちが国に対して補償を求めるような方法はないのかどうか。 具体的には、佐渡金山に強制連行された韓国人の調査を市民グループがやっていますが、かなりの人が強制 鉱山の粉塵を吸ったため韓国に帰ってから珪肺という呼吸器障害を起こして、若死にする人が

とんどないというケースについて、どのような手立てがあるのでしょうか。

成嶋 場合でも同じことだろうと思います。個人の請求権は消滅しないということです。 日本国対被害者個人という関係で補償ないし賠償が行われるべきです。これは軍人・軍属の場合でも民間人の 日本政府は、 国家間の協定では片付かないということだと思います。実際に被害を受けたのは個人なのですから、 韓国との関係では一九六五年の日韓補償協定でいちおう解決したと従来から言っていますが、

と思います。つまり、情報公開の流れに逆行している今の日本政府の姿勢からして、資料を得ることはかなり あったということが明るみに出ました。こういうことがない限り、おっしゃるように、請求はなかなか難しい 補償がなされる際に、三〇年間非公開とされていた大戦関係の資料が公開され、日系人に対する処遇が不当で 資料がないため、請求する際の理論的な根拠がないという問題ですが、カナダの例を見ますと、日系人への

この問題は法的な理屈というよりも、 むしろ戦略・ 戦術レベルの問題だろうと思います。 後者のレベルでい

困難だということです。

黛

情報公開が日本ではまだ進んでいない状況があります。昨年夏、新潟県に対して、

強制連行に関する資料の

任まで含めて国家責任だと考えられますから、これが本筋です。ただ、日本の民衆が調査をし、それを政府に ような民間レベルの調査にあたって、どのようなご苦労があるのかをお聞きしたい。 つきつけて政府による被害者個人への補償をせまることにも意義があると思います。この点では、逆に、その 「調査せよ」という要求をつきつけていく、 やはり日本国民が――私の報告にいう「民衆の戦争責任の果たしかた」の一つとして― そういう政治的な追及をすることが必要だと思います。 調査責

踏み込めないのが現状です。 そういう資料があるだろうということで申し入れたわけです。 かどうか分からない」という対応でした。新潟県にも情報公開条例があるのですが、実際問題としてそこまで 日本政府がコントロールしていた協和会という組織があり、そこが人の移動を調査していました。ですから、 うち、当時の民生部が把握していた人の移動に関する資料の公開を請求しました。韓国・朝鮮についていえば、 ところが、窓口の人は「古い資料なので、

ら五年くらい で百数十名の方々の名前が分かったという経緯がありました。それをもとにして、 郵便局がありまして、そこの局長さんが、 の人が家族も含めて名乗り出ています。 たまたま佐渡金山の場合は、当時働いていた方が母国の家族にお金を送るために、 前に韓国に出かけ、 むこうの新聞に調査結果を載せてもらいました。その結果、 強制連行されて寮に住んでいる人のタバコの配給帳をもっていたの 新潟の市民グループが今か ときどき顔を出していた いま二〇名ほど

被害調査をしているといろいろな問題点が出てきます。落盤事故で亡くなった方がいて、当時で三〇〇円ほ

韓国の家族の元に届いていなかったということです。

どの補償を受けました。この額が妥当だったのかどうか、検討しなければなりませんが、問題はこの補償金が

その息子さんが私と同じ年齢なのですが、父親の残した借金を返すのにずいぶん苦労したという話です。珪肺 がなかったようです。こういうのが現実です。まだまだ補償というところまで行き着けないわけです。 と証明されれば補償されるかというと、むこうでは民間の漢方医なんかにかかっていたらしく、証明するすべ りで仕事ができない、治療費のために田畑を売り払って、それでも足りなくて莫大な借金をして、亡くなった。 私たちも、そう何度も韓国へ行けませんが、定期的にむこうの被害者と交流しながら、 また、韓国に帰ってから珪肺にかかっても、韓国の場合、健康保険制度がなく、珪肺で父親が寝たり起きた 補償を得るためにど

ういう方法があるのかを考えていこうと思っていますが、実際なかなか難しいです。 情報公開の問題に関連して、たいへん問題のある動きがあることを紹介したい。

成嶋

出の問題があります。現在は、裁判所の文書提出命令により官公庁の文書が法廷に出されますが、これを、官 公庁側で所属長の承認が得られないという理由で拒否した場合には法廷に提出されないというふうに改正しよ になりますが、現在、民事訴訟法の改正という動きがあることです。改正内容の一つとして、官公庁の文書提 うとしています。情報公開に真っ向から反する動きで、こういうこともあって補償問題も困難になっていると 戦争被害者が日本国に対して損害賠償ないし補償を求めようとする場合、民事裁判というかたちをとること

司会 国家による個人補償の問題について、カナダではどう考えられているのでしょうか。日系人以外の人々への

補償については、どのような動きがあるのでしょうか。

ゴー 選挙法が改正されてこれらの裁判官にも選挙権が与えられました。このように、「すべての人は平等」である 官は政治過程に関わってはならないというものでした。裁判官たちは自ら法廷に訴え、勝訴しました。その後、 二年に「カナダ権利自由憲章」が制定され、その第三条では「すべてのカナダ国民は選挙権を有する」と規定 最近まで連邦政府の任命した裁判官は連邦議会の選挙において投票権がありませんでした。その理由は、 める判決を出していますが、マニトバ州の裁判所は否定しました。最高裁の判断はまだ出ておりません。また、 を認められていません。精神障害者や囚人などです。囚人については、ケベック州の下級裁判所が選挙権を認 しました。現在では、 には選挙権が認められていませんでした。女性が選挙権を獲得したのは一九二六年になってからです。 どの国にも、 国民の権利を侵害してきた歴史があります。カナダでは、一九四〇年代にいたるまで先住民 女性も先住民も選挙権を享有しています。しかし、今なおいくつかのグループは公民権

盟」(coalition)を結び、協力して補償要求の運動を行っています。この「同盟」には「全カナダ日系人協会」 系人協会は政府に書簡を送り、これらのグループに補償をしないのは不当であると抗議しています。 がサポートしています。一九九三年に、カナダ政府がこれらのグループには補償はしないと言明したとき、 ア系・ウクライナ系・インド系・ユダヤ系・中国系などがあります。これらのグループは、一九九三年に「同

という原則を現実のものとするためには、法廷闘争、政治闘争などさまざまな努力が必要です。

補償の問題に話を移します。日系人以外でカナダ政府に補償を求めているグループには、ドイツ系・イタリ

日系人以外で最も活発なのは中国系グループです。 かれらは人頭税および中国人排斥法による被害に対する

は、 るというやりかたです。中国系グループは、カナダ国内での補償要求運動はすべてやりつくした、残された道 た。これは「市民的および政治的権利に関する国際規約」の選択議定書に基づき、国連の人権委員会に提訴す 補償を強力に訴えてきましたが、九三年の政府の拒否回答の後、九五年に国連に訴えるという方針を決めまし 国連人権委員会がカナダ政府に対して補償を促す勧告を行うことしかない、と判断したわけです。

したのです。 の規定は不当な性差別の規定であるとしました。これを受けてカナダ議会は同法を改正し、問題の規定を削除 まして、そのなかにインディアン女性を差別する規定がありました。この問題が国連に持ち出され、国連はこ この国連に訴えるというやりかたは、前にもありました。インディアン法(Indian Act)という法律があり

などで補償を求めてきたわけですが、最終的にカナダ政府は「ノン」といって補償を拒否しました。そこで中 とるかという問題との関連で示唆に富むものと思います。カナダでは、とくに中国系カナダ人が人頭税の問題 いまゴール先生のお話にありました国連に訴えるというやりかたですが、先ほどの、どうやって補償をかち

国人は国連に訴えるという方法をとったわけです。

いうものがあります。 人権委員会がその問題を審査し、何らかの是正措置が必要であると判断した場合には加盟国に勧告を行う、と るシステムで、各国における人権侵害について国連の人権委員会(Human Rights Commission)に報告をする、 選択議定書(optional protocol)というのがあり、これは条約と一体となっています。この選択議定書の定め 国際人権規約というのが一九六六年に採択されまして、これは日本も批准しています。そのなかにB規約の ゴール

カナダ政府の立場は、

された事例です。

中国系カナダ人は、このシステムを利用しようとしているわけです。これには、 インディアン法の性差別条

項をめぐる前例があったようです。

国際法律家委員会(ICJ)というNGOが国連人権委員会に報告書を提出しています。このやりかたは、 国連への報告・提訴というやりかたは、日本でも戦後補償にからんで実例があります。従軍慰安婦の問題で、

補

償要求運動の一つの筋道ではないかと思われます。

黒澤 うことでした。 いうことで行われたようですが、成嶋さんの話では、従軍慰安婦については法的に補償を請求できるのだとい 治的な問題なのかという点です。ゴールさんの話では、 ゴールさん、成嶋さんに共通の質問をしたい。個人に対する補償というのは法的な問題なのか、 私の理解が間違っているのかも知れませんが、どう考えればよいかお聞きしたい 日系カナダ人への補償は ex gratia とか voluntary と あるいは政

ことです。 別の例をあげます。それは精神障害(mental defective)とされた者が強制的な不妊手術 (sterilization)

補償は法的な意味でなされたのではなく、恩恵的な、

ボランタリーなものだという

私の出身地であるアルバータ州で起きた事件で、若い女性たちが、精神障害ゆえに子育てが

あったとされ、 女たちは州に対して数百万ドルの補償を求めて提訴しました。裁判では、精神障害の認定につき政府に過失が できないという理由で不妊手術を施され、子どもを産めない身体にされてしまいました。この被害につき、 右の事例のように、もし政府の行為に過失(negligence) 損害賠償の請求が認められました。 彼

があったということが立証されれば、

何らかの法

請求権を明確に否定しています。 的請求権が認定されるわけですが、 政府は、この不妊手術事件とは対照的に、戦争被害についての法的な補償

端的に言って、カナダ政府は、恩恵としての補償を行うことで「このような不正義は、二度と起こさない」

というメッセージを送ろうとしているだけなのです。

アの女性を、まさしく強制的にリクルートして、ときにはだますような格好で駆り集め、ひどい状況に陥れた うと、そういうことで慰安所・慰安婦という制度が設けられたわけです。そのために、およそ二〇万人のアジ を絶たず、それによる現地の人々の反発が非常に強まった、かくなるうえは軍の内部で軍人の性欲を処理しよ わけです。 本政府が関与して組織的に行われたものだからです。つまり当時、日本軍将兵による侵略先での強姦行為が後 いし賠償は法的な義務と考えてよいと思います。その理由は、この政策は、直接には軍部が行ったにせよ、日 日本の場合、とくに私が例にあげた従軍慰安婦の問題については、結論的に言うと、彼女らに対する補償な

認められるべきものです。日本国には、法的な責任として賠償責任があるということです。 す性質の行為だったわけです。民事責任に限って言っても、これは立派な不法行為であり、 罪であり、しかも権力が関与した国家的な権力犯罪としての性犯罪です。したがって、刑事責任すら引き起こ ですから、これは過失どころか故意責任です。故意による不法行為です。同時に、これは女性に対する性犯 賠償請求が当然に

司会 このへんで、後半の問題にシフトしていきたいと思います。アレクサンドロヴィッツ先生と黒澤先生から、 国際平和についての両国の取り組みについてご報告いただきましたが、この問題についてどなたかご質問がご

ンクナンドコゲイ

アレクサンドロヴィッツ みなさんご承知のように、いま国連は財政危機に見舞われています。とくに平和維持活動 黒澤教授に質問があります。

黒澤 のかどうか、また財政拠出を増やす場合、何らかの見返りを期待しているかということです。 で財政不足をきたしています。そこで、日本政府および日本国民は、国連への財政拠出を増やすつもりがある 国連への財政拠出一般ですか、それともPKOに対する支出に限ってですか。

P K O

アレクサンドロヴィッツ(一般的にです。)

日本はいま国連財政の一五%を分担しており、

加盟国中二番目です。日本は金持ちであるというのが、

いつ

キシマムではないかと思っています。後のほうの質問については、これは日本の安保理常任理事国入りという るのではないかと思います。個人的には、バブルがはじけて、いつまでも続けるわけにはいかず、そろそろマ まで続くかというのは私も保証できません。国の態度も、出せるところは出すけれども、 かなり限界にきてい

のは、 先ほど、財政全般かPKOに対してかと聞きましたが、 報告では言いませんでしたが、三つほどあると思うのです。 日本がPKOに派遣したいと思っている理由とい

のがからんでいると思います。

つは、冷戦が終わって、国際社会に対して人的な貢献をしなくてはだめだということ。

一番目は、 もっといいステータスが欲しいと、そのためにはPKOに積極的に参加し、安保理の常任理事国

に加えてもらおうということです。

おけばよかったのだけれども、ロシアの脅威がなくなったから、それをPKOに使っていこうと、そして「自 三つ目は、冷戦が終わって自衛隊の使いようが若干変わってきたわけで、今までは北海道の方にはりつけて

衛隊は違憲だ」などと言わせないようにしようと、こういうことです。

アレクサンドロヴィッツ 以上のようなことを考えますと、ご質問に対する回答はあえていうなら「unwilling」ということになります。 日本では一般に、国連への財政拠出を増やすことや、PKOに人員を派遣することにつ

いてどう考えられているのか。

黒澤 府を代表しなくてもいいですから、ご意見がありますか。 ですが、あまりよく理解してもらえないわけです。私の意見は先ほど言いましたので、参加者のなかから、 と言われるわけです。けれども日本には憲法九条があるとか、いろいろな制約があるということを説明したの カナダは、ものすごく一生懸命にPKOに参加しています。アレクサンドロヴィッツさんは「日本もやれ」 政

与田 くいい面で国際的に役立てていただきたいというのが人情の常だとは思いますが、かたや経済的な負担も強 現象が起こってくると思うのです。平和に貢献することですから、私どもの気持ちのうえからすれば、なるべ を出すのがマキシマムではないかと思います。日本が資金を出そうとしても、経済的な内情が伴わないという ということになるのだと思いますが、先ほど黒澤先生がおっしゃったように、バブルがはじけて、日本も資金 られるということになりますと、ちょっと待てよということになってしまうのです。 (市民) PKOに派遣する場合、費用を自分の国で賄うわけですから、経済力がある国はどんどん派遣せよ

法学部四年の斎藤と申します。実は私、今週のカナダ法の集中講義を受けておりまして、 お二人の

第です。

先生方とはいろいろとお話しをしたのですが、今のアレクサンドロヴィッツ先生の質問にお答えしようと思い

ます。

「初めて知って良かった」という返事も来ました。なかに台湾の方で「日本は戦後の責任をとっていない」と と待っていました。ジャパニーズ・カナディアンズの補償の問題について、カナダのマッギル大学の方から いう、たいへん批判的な見解があり、やはりアジアのなかにはまだまだそういう意見があるのだなと思った次 私、 実は今週の授業のサマリー (要約)をインターネットで流しておりまして、どんな反応が返ってくるか

す。 を派遣するのは問題があるということです。 われる状況がある」ということでしたが、やはり日本は国際的な信頼とくにアジアからの信頼がないと思いま いうのがありますが、自衛隊は外から見ればやはり軍隊ですから、日本に対する政治的不信がある限り、 それで私の意見ですが、先ほどの黒澤先生のお話で「日本はもしかしたら核武装しているのではないかと疑 核疑惑さえあるのに、日本がPKOに人員を派遣するのは、難しいと思います。いちおうPKO五原則と これ

アレクサンドロヴィッツ えると、どうしてもそう判断せざるを得ません。 感情論になるかもしれませんが、今の国際状況からして、 アジア以外の地域のPKOに派遣するのはどうですか。 日本が昔侵略をしたアジアの国の人々の感情を考

後でもっとよく考えてみます。

大和田 (学生) 一つはっきりさせたいのですが、アレクサンドロヴィッツ先生のご意見は「アジアでなければ、

日本は軍隊を派遣してもよい」ということですか。

クサンドロヴィッツ 評価を得ているということです。ですから日本は、国際平和の活動にもっと貢献・参加すべき責任があるし、 私が言っているのは、日本は、日本人が思っている以上に、大国だし、 対外的には高い

大和田 国際平和に関する政策決定にもより直接的に貢献すべきだということです。 それではあなたは、日本とアジア諸国との関係をどのように考えますか。日本の軍隊は過去において強烈

アレクサンドロヴィッツ カナダは太平洋を隔ててアジアとは遠い位置にありますから、アジア諸国との間で日本 のような関係をもっておりません。ですから、日本とアジア諸国の関係について私が理解するのは困難です。 な反感をアジアにもたらしました。

黛

はしていませんが、経済的な意味で――これは日本だけではないと言ってしまえばそうですけれども― 前に、まず日本がやらなければならないことです。さらに付け加えれば、いまもって、いわゆる軍事的な侵略 序の問題があると思います。それは、日本の憲法がどうのこうのという、憲法によって規制されているという ちんととって、そのうえで、学生の方も言われましたが、信頼関係を回復したうえで何ができるのかという順 うことの前に、先ほどの戦争責任の問題ともからんできますが、アジアの人たちに対する戦争の責任をまずき 時には、まず自分の側に非がないかどうかを反省する、それが美徳であると昔から言われてきたと思います。 ともかく、日本はPKOに関しても国連財政に関しても責任を引き受けるべきです。 日本が大国だ大国だと言われますけれども、国際平和に対してPKOへの参加というかたちで貢献するとい カナダの方に通じるかどうか分かりませんが、日本人あるいは東洋人というのは、他人に対して非を唱える ーかな

ばならないと思います。

度をとることをまずしたうえで、

り開発途上国に対する搾取をしているわけで、そういうことに対して日本がもう少しきちんと責任をもった態

信頼関係を作り、そのうえで何ができるのかというふうに考えていかなけれ

韓国内で慰安婦を

黒澤 アレクサンドロヴィッツ アレクサンドロヴィッツ か。 ひ参加してください。 はなく、その責任をきちんと果たすことが、日本の国際貢献のまず一歩だと思いますので、関心のある方はぜ という問題提起をしてもらう集まりを計画しています。過去の問題を過去の問題として終わらせてしまうので 支援している挺対協というグループの代表を招き、証言と、これからこの問題をどのように考えていくべきか 和のためにもっと貢献すべきです。 彼が言っているのは安全性ということではなく、 なお私たちは、今年の夏に新潟県内で、かつて日本軍の従軍慰安婦とされた韓国の方と、 国際貢献をする前に、自らがクリーンでなければならないということだと思います。 東洋的な心情とか西洋的な心情とかの問題ではないと思います。とにかく日本は国際平 日本がアジアに軍隊を派遣すべきではないというのは、 メンタリティのことだと思います。つまり東洋的な心情と 安全性の面で言っているのです

司会 時間が五時を回りましたので、そろそろ終わりにしたいと思います。

議論は平行線ですね。

の政策なり、世論なりがどんどん変わっていく。そうすると必然的に、この問題に関する認識や意見も風化す 大きな意味をもってくると思います。しかし一方で、これもゴール先生が別の箇所で指摘されましたが、政府 この問題は、いま現在を生きている我々だけの問題ではなく、将来のすべての世代に関わる問題でもあります。 献するかという問題は、極めて密接に関わっています。ゴール先生が冒頭のレクチャーで指摘されたように、 そういう意味で、世論つまり、国民のこのフィールドにおける政治的な成熟度、認識の成熟度というものが 先ほどフロアの方からご指摘のあったとおり、戦争責任・戦争補償という問題と、国際平和にどのように貢 私自身は、今日のシンポジウムの討論をまとめる立場にはありませんが、若干の感想を申し上げます。

と問われるのだと思います。 か、この大きく分けて三つのフィールドでの世論といいますか、政治的な成熟度というものが、おそらくずっ とに対してどういう認識を深めるのか、さらに、インタナショナルな平和に対してどういうふうに認識するの

る可能性があります。そういう二つの面がつねにセットで動いているということだと思います。

我々がガヴァメント(政府)に対してどういうパブリック・コントロールができるのか、また差別というこ

で、そこから初めて、おそらく国際平和なり国際貢献ということが、どういう具体的なかたちを帯びるのかと いう議論ができるのではないかと思います。 そういう戦争責任・戦争補償という面での日本独自のきちんとした座標というものが求められているわけ

本日は、四人の先生方、本当にありがとうございました。

成嶋 隆

(文責